

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月2日
【会社名】	株式会社日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 室伏 稔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
【電話番号】	03-3244-1900（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 野上 義彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
【電話番号】	03-3244-1900（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 野上 義彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 第8回無担保社債（3年債） 20,000百万円 一般募集 第9回無担保社債（5年債） 20,000百万円 計 40,000百万円
	（注） 一般募集の金額は有価証券届出書提出日における見込額です。
【安定操作に関する事項】	該当ありません。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第8回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円（注）11.
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円 （有価証券届出書提出日現在の見込額である。）
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	未定 （平成22年4月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成22年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半か半分を支払う。 （2）払込期日の翌日から平成22年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 （3）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （4）償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）9. 「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成25年6月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、平成25年6月20日にその総額を償還する。 （2）償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）9. 「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成22年4月21日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成22年4月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	<p>1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「新DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。</p> <p>2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
取得格付	<p>1. 取得格付 : AA（取得予定）</p> <p>2. 指定格付機関の名称：株式会社格付投資情報センター</p> <p>3. 格付の取得日 : 平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に取得する予定</p> <hr/> <p>1. 取得格付 : AAA（取得予定）</p> <p>2. 指定格付機関の名称：株式会社日本格付研究所</p> <p>3. 格付の取得日 : 平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に取得する予定</p> <hr/> <p>1. 取得格付 : Aa2（取得予定）</p> <p>2. 指定格付機関の名称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</p> <p>3. 格付の取得日 : 平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に取得する予定</p> <hr/> <p>1. 取得格付 : AA-（取得予定）</p> <p>2. 指定格付機関の名称：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ</p> <p>3. 格付の取得日 : 平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に取得する予定</p>

(注)

1. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

2. 社債の管理

本社債には会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

3. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当行が本社債以外の社債及び新DBJ法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3.の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）5.に定める方法により公告する。

## 5. 公告の方法

- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

## 6. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## 8. 追加発行

当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

## 9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

## 10. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

## 11. 券面総額又は振替社債の総額については、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成22年4月9日から平成22年4月19日までの間に決定する予定であります。

## 12. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年4月9日から平成22年4月21日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年4月20日から平成22年4月21日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年4月20日」となることがありますのでご注意ください。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.
計	—	20,000（注）2.	—

(注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは大和証券キャピタル・マーケット株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）、日興コーディアル証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）及び野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成22年4月9日から平成22年4月19日までの間に決定し、平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に買取引受契約を締結する予定であります。

2. 引受金額の合計額については、平成22年4月9日から平成22年4月19日までの間に決定する予定であります。

### (2) 【社債管理の委託】

該当ありません。

### 3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円（注）11.
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円 （有価証券届出書提出日現在の見込額である。）
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定 （平成22年4月9日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成22年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半年分を支払う。 （2）払込期日の翌日から平成22年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。 （3）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （4）償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）9.「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成27年6月19日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、平成27年6月19日にその総額を償還する。 （2）償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）9.「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成22年4月21日（注）12.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成22年4月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	<p>1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第8回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「新DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。</p> <p>2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
取得格付	<p>1. 取得格付 : AA（取得予定）</p> <p>2. 指定格付機関の名称：株式会社格付投資情報センター</p> <p>3. 格付の取得日 : 平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に取得する予定</p> <hr/> <p>1. 取得格付 : AAA（取得予定）</p> <p>2. 指定格付機関の名称：株式会社日本格付研究所</p> <p>3. 格付の取得日 : 平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に取得する予定</p> <hr/> <p>1. 取得格付 : Aa2（取得予定）</p> <p>2. 指定格付機関の名称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</p> <p>3. 格付の取得日 : 平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に取得する予定</p> <hr/> <p>1. 取得格付 : AA-（取得予定）</p> <p>2. 指定格付機関の名称：スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ</p> <p>3. 格付の取得日 : 平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に取得する予定</p>

(注)

1. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

2. 社債の管理

本社債には会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

3. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違反したとき。
- (3) 当行が本社債以外の社債及び新DBJ法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3. の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）5. に定める方法により公告する。

## 5. 公告の方法

- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

## 6. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## 8. 追加発行

当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

## 9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

## 10. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

## 11. 券面総額又は振替社債の総額については、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成22年4月9日から平成22年4月19日までの間に決定する予定であります。

## 12. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年4月9日から平成22年4月21日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成22年4月20日から平成22年4月21日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年4月20日」となることがありますのでご注意ください。

## 4 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.	未定（注）1.
計	—	20,000（注）2.	—

(注) 1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは大和証券キャピタル・マーケット株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）、日興コーディアル証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）及び野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成22年4月9日から平成22年4月19日までの間に決定し、平成22年4月20日から平成22年4月21日までの間に買取引受契約を締結する予定であります。

2. 引受金額の合計額については、平成22年4月9日から平成22年4月19日までの間に決定する予定であります。

### (2) 【社債管理の委託】

該当ありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
40,000	100	39,900

- (注) 1. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、有価証券届出書提出日現在の見込額です。  
2. 上記の金額は第8回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の合計額です。  
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額39,900百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であります。具体的な使途別の内容、金額及び支出予定時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当ありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当ありません。

## 第4 【その他の記載事項】

社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は、次のとおりであります。

- ・表紙に当行のシンボルマーク  を記載いたします。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

		平成20年度
		(自 平成20年 10月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	151,206
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△121,693
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△128,342
連結純資産額	百万円	2,086,456
連結総資産額	百万円	14,028,056
1株当たり純資産額	円	51,921.75
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△3,208.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—
自己資本比率	%	14.81
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	18.88
連結自己資本利益率	%	△6.06
連結株価収益率	倍	—
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	681,938
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△664,277
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	696
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	48,763
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,096 [142]

(注) 1. 当行及び当行国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。
6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
7. 当行は、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「新DBJ法」という。)附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行(以下「旧DBJ」という。)の財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を承継して平成20年10月1日に設立されております。

参考として、旧DBJの最近5連結会計年度に係わる「主要な経営指標等の推移」を以下に記載します。

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)
連結経常収益	百万円	434,806	386,117	348,723	335,697	163,329
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	61,020	66,710	23,007	12,841	△31,312
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	112,639	92,231	75,260	52,608	△28,651
連結純資産額	百万円	1,875,419	2,010,339	1,985,663	2,076,121	2,032,938
連結総資産額	百万円	14,471,618	13,685,943	13,078,861	12,526,978	12,289,504
1株当たり純資産額	円	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	15.14	16.54	16.52
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.93	16.09	18.90	20.65	21.25
連結自己資本利益率	%	6.20	4.74	3.65	2.60	△1.40
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△32,804	18,012	28,877	20,536	7,421
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	18,307	△62,431	△19,317	△24,160	△15,358
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	13,375	53,858	△1,179	△1,320	△1,026
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	18,429	27,869	36,250	31,306	22,330

- (注) 1. 旧DBJ及び旧DBJ国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。旧D B Jは、国際統一基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 上記の期間の連結財務諸表は、証券取引法第193条の2及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。ただし、同法同条の規定に準じて、平成16年度及び平成17年度は中央青山監査法人（その後みずぎ監査法人に名称変更）の監査を、平成18年度はみずぎ監査法人の監査を、平成19年度以降は監査法人トーマツの監査をそれぞれ受けております。
6. 新D B J法附則第9条の規定に基づき、旧D B Jの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧D B Jの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に当行が設立されましたことから、旧D B Jの平成20年度につきましては、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期
決算年月		平成21年3月
経常収益	百万円	148,548
経常利益（△は経常損失）	百万円	△118,979
当期純利益 （△は当期純損失）	百万円	△129,227
資本金	百万円	1,000,000
発行済株式総数	千株	40,000
純資産額	百万円	2,075,849
総資産額	百万円	14,017,435
預金残高	百万円	—
貸出金残高	百万円	12,026,675
有価証券残高	百万円	1,226,683
1株当たり純資産額	円	51,896.23
1株当たり配当額 （内1株当たり中間配当額）	円 (円)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 （△は1株当たり当期純損失金額）	円	△3,230.68
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—
自己資本比率	%	14.81
単体自己資本比率 （国際統一基準）	%	18.70
自己資本利益率	%	△5.99
株価収益率	倍	—
配当性向	%	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,064 〔116〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に基づき、繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。
7. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
8. 当行は、新D B J法附則第9条の規定に基づき、旧D B Jの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、旧D B Jの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されております。  
参考として、旧D B Jの最近5事業年度に係わる「主要な経営指標等の推移」を以下に記載します。

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成20年9月
経常収益	百万円	431,635	385,836	345,758	335,891	163,063
経常利益（△は経常損失）	百万円	59,707	67,261	21,999	15,012	△29,462
当期純利益 （△は当期純損失）	百万円	112,550	92,679	75,166	53,921	△27,689
資本金	百万円	1,215,461	1,272,286	1,272,286	1,272,286	1,272,286
発行済株式総数	千株	—	—	—	—	—
純資産額	百万円	1,875,077	2,010,684	1,981,575	2,074,175	2,032,108
総資産額	百万円	14,465,803	13,682,117	13,073,980	12,524,880	12,288,508
預金残高	百万円	—	—	—	—	—
貸出金残高	百万円	13,860,747	12,873,226	12,146,462	11,512,906	11,294,661
有価証券残高	百万円	391,172	429,587	366,469	532,137	532,157
1株当たり純資産額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 （内1株当たり中間配当額）	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率	%	—	—	15.16	16.56	16.54
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
単体自己資本比率 （国際統一基準）	%	13.90	16.07	19.19	20.71	21.28
自己資本利益率	%	6.20	4.77	3.90	2.66	△1.35
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	—

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。旧DBJは、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年3月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 上記の期間の財務諸表は、証券取引法第193条の2及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。ただし、同法同条の規定に準じて、第6期及び第7期は中央青山監査法人(その後みず監査法人に名称変更)の監査を、第8期はみず監査法人の監査を、第9期以降は監査法人トーマツの監査をそれぞれ受けております。
6. 新DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJの財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を承継して平成20年10月1日に当行が設立されましたことから、旧DBJの第10期につきましては、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間となっております。

## 2【沿革】

### ○提出会社の沿革

当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されました。

参考として、旧DBJ及び当行の「沿革」を以下にあわせて記載します。

#### (1) 日本政策投資銀行

年月	事項
昭和26年4月	日本開発銀行設立
昭和31年6月	北海道開発公庫設立
昭和32年4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌（現北海道）、仙台（現東北）の各支店を開設
昭和39年3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（資本金規定の整備等）
昭和47年6月	日本開発銀行法を改正 ①目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 ②大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和60年6月	日本開発銀行法を改正 ①研究開発、都市開発又はエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 ②研究開発資金融資機能を追加
昭和62年9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
平成3年4月	日本開発銀行法を改正 ①ユーロ円債による資金調達手段の追加 ②NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設 等
平成3年4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
平成4年12月	日本開発銀行法を改正（政府の追加出資についての規定の整備） （日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される）
平成10年12月	日本開発銀行法を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） ①設備の取得と関連のない長期運転資金を融資対象に追加 ②社債償還資金を融資対象に追加 ③公募債取得機能の追加 等
平成10年12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） ①事業の実施に伴い必要な長期運転資金を融資対象に追加 ②社債償還資金を融資対象に追加 等
平成11年6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
平成14年5月	日本政策投資銀行法を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化されることなどが決定される）
平成18年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立
平成18年6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年6月	株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）成立

#### (2) 株式会社日本政策投資銀行

年月	事項
平成20年10月	株式会社日本政策投資銀行法により、株式会社日本政策投資銀行設立（資本金1兆円）
平成20年12月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化（DBJ Singapore Limited 設立）
平成21年6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）成立
平成21年9月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,032億3,200万円）
平成21年11月	ロンドン駐在員事務所を現地法人化（DBJ Europe Limited 設立 ～ 設立自体は平成21年6月）
平成22年3月	株主割当による増資を実施（資本金1兆1,811億9,400万円）

○当行の設立経緯について

当行の前身でありました旧DBJは政策金融機関として経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現、地域経済の自立的な発展のため、一般の金融機関が行う金融等を補完し又は奨励することを旨として長期資金の供給等を行ってまいりました。

こうした中、政策金融機関全体の今後の在り方について経済財政諮問会議等において議論されておりましたが、平成17年12月24日付閣議決定により旧DBJについては「新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から一体として完全民営化」することとなりました。

かかる政策金融改革の議論の中、平成18年5月26日に成立いたしました「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（＝行政改革推進法）」により、旧DBJの民営化の方向性が決定され、平成19年6月6日には、新DBJ法が国会で可決・成立いたしました。

こうした経緯を踏まえ、当行は平成20年9月22日に創立総会及び設立時取締役会を開催し、新DBJ法に基づく長期の事業資金に係る投融资業務等を行う株式会社として、同年10月1日に設立されました。

当行設立時の資本金は1兆円、発行済株式総数は4,000万株となっております。なお、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJは当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式（4,000万株）を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

### 3 【事業の内容】

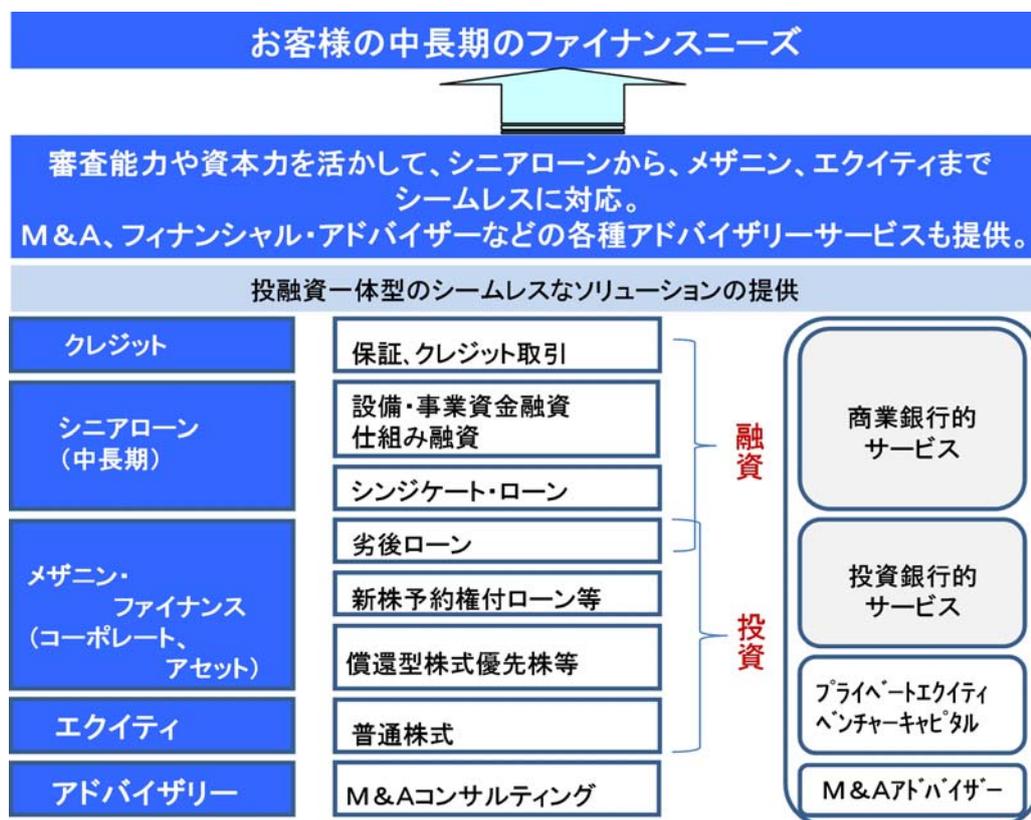
当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成21年12月31日現在、当行、子会社28社（うち新規事業投資株式会社等の連結子会社11社、非連結子会社17社）及び関連会社14社（持分法適用の関連会社）で構成されております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

（注）子会社及び関連会社数は、平成21年9月30日現在の社数を記載しております。

当行は、当行設立の根拠である新DBJ法に基づく業務を行っております。なお、当行の事業の内容については、以下のとおりであります。

- 目的 出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
- 業務の範囲 旧DBJの業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、新金融技術の活用に必要な業務を行うとともに、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。
- 業務の内容 当行は、長期の資金供給をはじめとする機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っております。



#### ○政府との関係について

(1) 政府関与の縮小と、自主的な経営への移行（新DBJ法に設ける主な規定）

- ・予算統制の廃止

旧DBJは政府関係機関予算（国会議決）の対象でありましたが、当行については対象となっていません。

- ・社債や借入金

通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制ですが、当行においては業務の特性に照らして包括認可制となっております。

- ・投資目的の子会社保有

投資目的の子会社の保有についての規制はありません。ただし、銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社の保有については認可制（銀行法上も金融関連の子会社保有は認可制）となっております。

- ・その他

当行の事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制となっております。

(2) 預金受入れ等に伴う金融監督上の関与

- ・新DBJ法に基づき、当行の主務大臣は財務大臣及び国土交通大臣（承継資産の一部の管理に限る。）となっておりますが、預金受入れ又は金融債発行の開始には主務大臣である財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要となっております。

- ・預金受入れ又は金融債発行を開始した場合には、銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣となります。

- ・デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録を行っております。

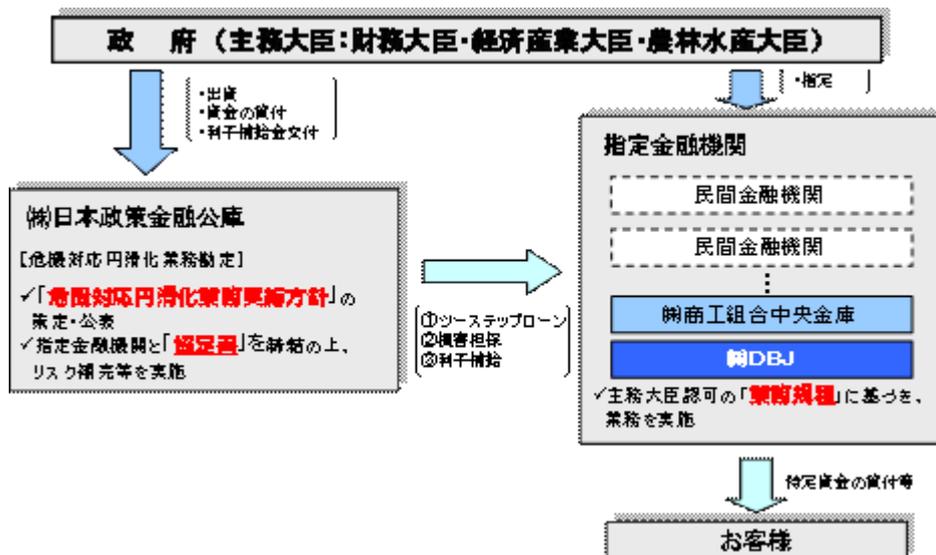
(3) 資金調達上の措置

資金調達残高の大半を政府信用調達に依存している現状から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間（当行設立から完全民営化までの間）内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入を措置されております。

(4) 危機対応業務

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与（①ツーステップローン、②損害担保、③利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。

当行は設立時において、株式会社商工組合中央金庫とともに、この指定（みなし指定）を受けております。



#### 4【関係会社の状況】

平成21年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%) (注)1	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) DBJ事業投資株式会社	東京都千代田区	40	投資事業組合の管理等、投資コンサルティング業務	100.0%	5	—	業務委託関係	—	—
新規事業投資株式会社	東京都千代田区	6,000	新規事業を行う者に対する出資等	63.8%	3	—	業務委託関係	—	—
新規事業投資1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	3,200	投資事業組合の管理等	100.0% (10.0%)	—	—	—	—	—
DBJクレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	50	信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等	100.0%	1	—	—	—	—
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	479	コンサルティング、アドバイザリー事業	100.0%	1	—	業務委託関係	—	—
DBJ Singapore Limited (注)2	シンガポール共和国	1百万シンガポールドル	投融资サポート業務、アドバイザリー業務等	100.0%	2	—	業務委託関係	—	—
有限会社DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ(注)2、3	東京都千代田区	3	投資事業組合の管理等	50.0% (50.0%)	1	—	金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合(注)2、3	東京都千代田区	23,453	投資事業組合の管理等	50.0% (0.0%)	—	—	—	—	—
あすかDBJ投資事業有限責任組合(注)2、3	東京都港区	5,130	投資事業組合の管理等	49.4%	—	—	金銭貸借関係	—	—
(持分法適用関連会社) 13社(注)4	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

- DBJ Singapore Limited、有限会社DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合及びあすかDBJ投資事業有限責任組合の「議決権の所有(又は被所有)割合」については、当連結会計年度に係る当該子会社の最近事業年度末である平成20年12月31日現在の割合を記載しております。
- 有限会社DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合及びあすかDBJ投資事業有限責任組合の持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。
- 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

なお、当中間連結会計期間において、新たに重要な関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%) (注)1	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) DBJ Europe Limited (注)2	英国 ロンドン市	150万ユーロ	投融资サポート、アドバイザリー業務等準備	100.0%	1	—	(注)3	—	—
UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合(注)1、4	東京都千代田区	25,551	投資事業組合の管理等	50.0% (0.0%)	—	—	—	—	—

(注)1. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。なお、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合については、出資割合を記載しております。

2. 新規設立により連結子会社となったものであります。
3. 平成21年11月に当行との間において業務委託契約を締結しております。
4. 重要性が増したため、非連結子会社より連結子会社となったものであります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成21年12月31日現在

	当行業務	その他業務	合計
従業員数（人）	1,087 [126]	96 [86]	1,183 [212]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に平成21年4月1日から同年12月31日までの平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,087 [126]	38.2	14.9	11,298

- (注) 1. 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。  
 また海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
 2. 従業員数は、執行役員5人を含み、常務執行役員以上の15人（うち、取締役兼務者7人）を含んでおりません。  
 3. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に平成21年4月1日から同年12月31日までの平均人員を外書きで記載しております。  
 4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、海外の現地採用者、他社から当行への出向者を含んでおりません。  
 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 6. 当行の従業員組合は、株式会社日本政策投資銀行職員組合と称し、組合員数（出向者を含む。）は929人です。労使間においては、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当連結会計年度（平成20年度：平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）

（平成20年度の金融経済環境）

当連結会計年度の日本経済は、平成20年9月中旬の米投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけとした金融危機が世界的に広まり、実体経済にも急速に波及、戦後で最も厳しい景気後退の様相を呈しました。近年の成長を牽引した輸出が過去にみられないほど急速に縮小、鉱工業生産が3割以上の大幅減産となったほか、企業収益、所得・雇用等へ急速に影響が波及し、設備投資は減少基調を強め、消費も弱含みで推移しました。

企業部門は、生産の大幅かつ急速な減少を受けて収益が大きく悪化、設備過剰感が高まる中で設備投資も大幅に減少しました。所得面では、一人当たり賃金は所定外賃金を中心に減少基調に転じ、労働面では有効求人倍率が一段と低下する中、完全失業率は4%台半ばまで悪化しました。こうした中、個人消費は、自動車等耐久財を中心に徐々に弱まり、住宅投資は貸家・分譲を中心に一段と弱含みしました。公共投資は、政府の数次にわたる経済対策等を受け、長らく続いた減少基調が弱まり、概ね横ばいの動きとなりました。輸出は、早くから減少した米国向けのほか、過半を占めるアジア等新興国・資源国向けを含め、全方面向けで大幅な減少に転じました。

金融面では、欧米を中心に信用取引が急速に縮小する中、各国中央銀行は流動性の供給などを通じて金融機能の維持に努めました。金融危機の影響から日本でも資本市場での起債環境が急速に悪化、銀行借入へのシフトから民間銀行貸出残高は、大・中堅企業向けを中心に大きく増加しました。米国で金融機関を中心に株価が急速に下落したことを受け、日経平均株価は平成20年9月の12千円台から平成21年3月中旬には一時7千円近くまで下落しました。長期金利は、政策金利引き下げもあり平成20年10月の1.5%台から同年12月には一時1.2%を割り込んで低下しましたが、内外での大規模な経済対策による景気底入れ期待や、これに伴う国債需給懸念が浮上する中、平成21年3月には1.4%台へ再び上昇しました。為替レートは、金融危機とともに一時1米ドル=90円を割り込む円高となったものの、日本の景気悪化に伴い1米ドル=100円前後に戻りました。

物価は、原油価格が世界的な景気後退を受け、平成20年7月をピークに急速な低下に転じ、消費者物価の前年比は2%前後から前年並まで鈍化しました。

（企業集団の事業の経過及び成果）

当行は平成20年10月1日に設立されて以降、「投融資一体型の金融サービス」を提供する専門性の高い金融機関として、投資・融資を両輪とした幅広いサービスをご提供しております。

これまでの政策金融機関としての経験を活用し、長期的かつ中立的な視点で、お客様が描く未来像を形にするお手伝いをしていきたいと考えております。

<第1次中期経営計画の策定について>

○第1次中期経営計画の位置づけと考え方

当行は、投融資一体型の金融サービスを提供するオンリーワンの金融機関として、お客様の信頼に応えることを目指しております。

その実施プロセスとして、平成20年度～平成22年度を対象期間とした「第1次中期経営計画「CHALLENGE 2010」～投融資一体型金融サービスの確立に向けて～」（以下「第1次中計」という。）を当行設立時に策定いたしました。

具体的には、計画最終年度（平成22年度）の財務目標を定め、これを実現するための成長戦略として、投融資一体型金融サービスの取り組み方針、取り組み内容、海外業務への本格的な取り組み、資金調達多様化等を定めました。

○成長戦略

主な成長戦略として、以下の5つを挙げております。

(1)各業界、各地域にわたる、お客様への投融資一体型金融サービスの拡充による成長

- ・お客様のニーズに対応したサービス内容の一層の拡充を図ります。
- ・投融資一体型金融サービスの特長を活かして他の金融機関とも広く連携します。

(2)「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮する金融サービスの高度化

- ・幅広いお取引先基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮できる、高度な金融サービスを目指します。

### (3) 海外業務への本格的な取り組み

- ・信頼できるパートナー及び内外の金融機関とのネットワークを前提に、海外業務への本格的な取り組みを開始します。
- ・平成22年度のエクスポージャーの目途を定め、基盤整備を進めます。

### (4) 知的資産の一層の強化

- ・産業調査力・審査力・金融技術力・R&D力・ネットワーク力を強化し、お客様の価値向上に寄与します。
- ・成長戦略を支える人材の確保・育成を図ります。

### (5) 資金調達が多様化

- ・健全な財務基盤の維持に努めるとともに、資金調達手段の多様化を図ります。

## <平成20年度の概況について>

当行は、平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、平成20年度の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当事業年度（6ヵ月間）における融資額は1兆6,703億円（金融危機対応業務による融資額を含む。）となりました。

なお、金融危機対応業務による融資額につきましては、以下の<金融危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザンファイナンス、エクイティ等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供して参りました。当事業年度（6ヵ月間）における投資額は631億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務におきましては、旧DBJより培ってまいりましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当事業年度（6ヵ月間）における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計38億円となりました。

また当行子会社に関しましては、平成20年12月に当行シンガポール駐在員事務所を現地法人化し、当行100%子会社DBJ Singapore Limitedとして開業いたしました。

成長著しい東南アジアの中心に位置し、金融センターとしてもその影響力を増すシンガポールに営業拠点を設けることにより、当行グループとして、融資、投資、M&Aアドバイザーなどお客様の広汎なニーズにお応えしていきたいと考えております。

## <金融危機対応業務について>

平成20年10月30日に策定された「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を受け、主に社債市場の機能低下に伴う企業の資金繰りの悪化等に迅速に対応する観点から、同年12月11日に「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」が危機認定された後、指定金融機関として直ちに金融危機対応融資業務を実施してきております。

さらに、同年12月19日に策定された「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）では、C P（コマースペーパー）市場の機能低下に対する手当に万全を期すため、危機対応業務の発動・拡充が示されました。これを受け、当行は、まずは通常の業務の範囲内でC Pの購入を行ってまいりましたが、平成21年1月30日にC P購入が金融危機対応業務に追加されたことを受け、金融危機対応業務としてのC P購入を開始しております。

これらの取り組みを通じた、平成21年3月31日現在の危機対応業務の実績は以下の通りとなっております。

### ①融資額：1兆681億円(305件)

うち損害担保契約が付されているもの：5億円（2件）

(注) 1. 通常業務における融資も合わせると、平成20年12月以降の累計融資額は1兆4,629億円となっております。

2. 平成21年3月31日までに日本公庫からの信用供与（借入等）を受けた金額実績は1兆603億円（301件）となっております。

なお、当事業年度（6ヵ月間）における融資実行額全体に占める危機対応融資額の比率は約64%となっております。

②C P購入額：2,150億円（36件）

（注）これまでに通常業務として購入した分も合わせると、累計購入額は5,270億円となっております。

（平成20年度業績の概要）

当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

なお、当連結会計年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日の6ヵ月間となっております。また当行は、平成20年10月1日に設立されたため、前連結会計年度の比較情報はございません。

資産の部につきましては、14兆280億円となりました。このうち貸出金は12兆88億円となりました。また有価証券は1兆2,465億円となりました。これらには金融危機対応融資業務への取り組みによる新規融資及びC P購入業務開始に伴う短期社債が含まれております。

またコールローン及び買入手形は1,450億円、買現先勘定は3,759億円となりました。これらは余裕資金を運用したことによるものとなっております。

負債の部につきましては、11兆9,416億円となりました。このうち、債券及び社債は3兆5,130億円、借入金は8兆678億円となりました。なお当行は、民営化（株式会社化）後、初めてとなる社債発行（570億円。有価証券届出書方式）を平成20年12月に行っております。

また支払承諾につきましては、1,572億円となりました。

純資産の部につきましては2兆864億円となりました。当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しておりますが、株式市場の低迷により当該評価差額金は△16億円となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は1,512億円となりました。その内訳は、資金運用収益が1,357億円、役員取引等収益が46億円、その他業務収益が7億円及びその他経常収益が100億円となりました。

また経常費用は2,729億円となりました。その内訳は、資金調達費用が841億円、役員取引等費用が1億円、その他業務費用が110億円、営業経費が178億円及びその他経常費用が1,597億円となりました。この結果、経常損失は1,216億円となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については516億円、役員取引等収支については45億円と利益を計上したものの、クレジット取引市場の混乱の煽りを受けた影響により、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）評価損失等の金融派生商品費用を主因とするその他業務収支の損失計上（△103億円）に加え、急速な景気悪化を要因とする貸倒引当金積み増し等不良債権処理損失及び株式関係損益の損失計上によるその他経常収支の損失計上（△1,496億円）がありました。これらから営業経費を控除した経常損益は1,216億円の損失計上となりました。

これに特別損益35億円の計上により、税金等調整前当期純損失は1,181億円となりました。

また当行は民営化（株式会社化）されたことにより一般の株式会社同様、法人税等の納税義務が生じることにより、当連結会計年度から法人税、住民税及び事業税200億円、法人税等調整額64億円（益）を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整後の当期純損失1,283億円となりました。

なお、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく当行連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は1,926億円となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は1.60%となっております。

また、当行及び当行連結子会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。また、全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは借入金等の増加等により6,819億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出の増加等により6,642億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主からの払込等により、6億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、当期首に比べて186億円増加し、487億円となりました。

当中間連結会計期間（平成21年度中間期：平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

（平成21年度中間期の金融経済環境）

当中間連結会計期間は平成20年9月の米投資銀行リーマン・ブラザーズ破綻を契機とした世界的な不況の中でスタートしましたが、日本経済は輸出の持ち直しや政府の経済対策の効果により徐々に持ち直しに向かいました。しかし、鉱工業生産は依然としてピークを2割以上下回る水準にとどまり、失業率も平成21年7月に過去最悪の5.7%まで上昇、企業収益の改善の遅れや雇用・所得環境の悪化を背景に、設備投資や個人消費等の民間需要の低迷が続きました。

企業部門では、企業業績は、中国を始めとするアジア諸国向けを中心とした輸出の持ち直しや政府によるエコカー、エコ家電に対する購入支援策に加えて、原油等の資源価格の下落やリストラによるコスト削減もあり、最悪期を脱しましたが、総じて企業収益の改善は極めて緩やかなものにとどまりました。鉱工業生産がピークを大きく下回り、設備稼働率が低水準にとどまったことから、製造業を中心に企業は新たな投資に慎重な姿勢を続け、設備投資は大幅な減少が続きしました。雇用・所得面では、生産活動の水準がピーク時を大きく下回る中、企業の雇用過剰感が高く、失業率の上昇、一人当たり賃金の前年割れが続きました。このため、個人消費は、政策支援が講じられた自動車、家電等の一部の耐久消費財を除けば、持ち直しの動きは弱く、住宅投資も大幅に減少しました。

金融面では、各国・地域の中央銀行による大幅な金融緩和や主要金融機関に対する公的資金の注入が行われ、世界の金融システムは脆弱性を残しつつも最悪期からは脱しました。国内では、中小企業や低格付け企業の資金調達環境に厳しさが残るものの、日本銀行による企業金融支援策等により、高格付けの企業では資金調達環境は大幅に改善しました。日経平均株価は、平成21年3月に7千円台前半まで下落した後、景気回復への期待から同年6月に1万円台を回復し、その後は一進一退の動きが続きました。長期金利は、日本銀行の低金利政策が当面続くとの見方や機関投資家等が安全資産である国債への投資を増やす一方、財政赤字拡大による国債増発懸念もあり、1.2～1.4%台で推移しました。為替レートは、米国経済の回復の遅れや米国の低金利政策による内外金利差の縮小等を背景に1米ドル＝90円前後まで円高が進みました。

物価は、平成20年の原油等の資源高の反動に加えて、個人消費等の需要低迷による値下げの動きも広がり、消費者物価（生鮮食品を除く）は前年比で過去最大の下落率となりました。

（企業集団の事業の経過及び成果）

当行は平成20年10月1日に設立されて以降、「投融資一体型の金融サービス」を提供する専門性の高い金融機関として、投資・融資を両輪とした幅広いサービスをご提供しております。

これまでの政策金融機関としての経験を活用し、長期的かつ中立的な視点で、お客様が描く未来像を形にするお手伝いをしていきたいと考えております。

<平成21年度中間期の概況について>

当行は、平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当中間会計期間の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当中間会計期間における融資額は2兆125億円（金融危機対応業務による融資額を含む。）となりました。

なお、金融危機対応業務による融資額につきましては、以下の<金融危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザンファイナンス、エクイティ等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供して参りました。当中間会計期間における投資額は617億円（「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別

措置法」に基づく投資額を含む。)となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務におきましては、旧DBJより培ってまいりましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当中間会計期間における投融资関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計49億円となりました。

また当行子会社に関しましては、平成21年11月にロンドン駐在員事務所を現地法人化し、当行100%子会社DBJ Europe Limitedとして開業いたしました（設立は平成21年6月）。

国際金融の中心的市場であるロンドンに営業拠点を設けることにより、当行グループとして、融資、投資、M&Aアドバイザーなどお客様の広汎なニーズにお応えしていきたいと考えております。

#### <金融危機対応業務について>

平成20年10月30日に策定された「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を受け、主に社債市場の機能低下に伴う企業の資金繰りの悪化等に迅速に対応する観点から、同年12月11日に「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」が危機認定された後、指定金融機関として直ちに金融危機対応融資業務を実施してきております。

さらに、同年12月19日に策定された「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）では、CP（コマーシャルペーパー）市場の機能低下に対する手当に万全を期すため、危機対応業務の発動・拡充が示されました。これを受け、当行は、まずは通常の業務の範囲内でCPの購入を行ってまいりましたが、平成21年1月30日にCP購入が金融危機対応業務に追加されたことを受け、金融危機対応業務としてのCP購入を行ってきています。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。

これらの取り組みを通じた、平成21年9月30日現在の危機対応業務の実績は以下の通りとなっております。

#### ①融資額：2兆6,615億円(642件)

(注)平成20年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに日本公庫からの信用供与（借入等）を受けた金額は2兆6,254億円（620件）となっております。

#### ②損害担保契約付危機対応融資額：2,123億円（19件）

(注)日本公庫への申し込み予定のものを含んでおります。

#### ③CP購入額：3,610億円（68件）

(注)平成21年1月以降の危機対応業務としての累計CP購入額になります。

なお、当中間会計期間における危機対応融資額は1兆5,934億円（337件）であり、融資額全体に占める危機対応融資額の比率は約79%となっております。また、同期間における損害担保契約付危機対応融資額については2,118億円（17件）となっております。

#### <「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」について>

平成21年4月に公表された「経済危機対策」への取り組みに対応すべく、同年5月29日には、平成21年度補正予算が、同年6月26日には、当行の財務基盤強化（出資可能期間は平成24年3月末まで）を可能とした「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（以下「新DBJ法改正法」という。）が国会において可決成立しました。これを受けて当行は、同年9月24日には、措置された政府出資枠3,500億円及び政府より交付を受けた国債（以下「交付国債」という。）1兆3,500億円のうち、政府出資枠3,500億円の一部として、同年6月末までの危機対応業務の実績に対応する分について、株主割当の方法により普通株式2,064,640株を1株当たり払込金額5万円（払込金額総額1,032億3,200万円）で発行し、この全部を政府に割り当てており、全額を資本金としております。

なお、平成21年度補正予算において措置された政府出資枠3,500億円の未使用部分のうち、1,237億円については、平成21年10月16日の閣議決定により、執行停止とされております。

上記のとおり、当行は、政府出資枠の措置のほか、新DBJ法改正法による改正後の新DBJ法附則第2条の3第2項に基づき、平成21年7月10日、政府より国債1兆3,500億円の交付を受けております。

これにより、当行は、交付国債の償還請求額の計算に係る財務省令及び財務省告示に定めるところにより、今後行われる危機対応業務に係る資産の増加に応じて交付国債の償還請求を行うことができます。当行の請求に基づき交付国債の償還が行われた場合、当行の資本金が同償還額分増加いたします。なお、平成24年7月1日において償還されていない交付国債は、政府に返還することとなっております。

新D B J法改正法による改正前の新D B J法においては、当行設立後おおむね5～7年後を目途として政府保有株式の全部を処分することになっていましたが、新D B J法改正法においては、政府保有株式の処分は上記出資可能期間終了後おおむね5～7年後を目途として行うこととされました。なお、政府は、平成23年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされており、それまでの間においては、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとされており。

#### (平成21年度中間期業績の概要)

以上のような事業の経過のもと、当中間連結会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

なお、当行は、平成20年10月1日に設立されたため、当連結会計年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日の6ヵ月間となっております。そのため、前中間連結会計期間の比較情報はありません。

資産の部合計につきましては、14兆9,925億円（当連結会計年度末比9,645億円増加）となりました。このうち貸出金は13兆1,005億円（同比1兆916億円増加）となりました。また有価証券は1兆3,893億円（同比1,427億円増加）となりました。これらには金融危機対応業務への取り組みによる新規投融资及びC P購入業務に伴う短期社債が含まれております。

またコールローン及び買入手形は200億円（同比1,250億円減少）、買現先勘定は1,779億円（同比1,980億円減少）となりました。これらは当連結会計年度末において余裕資金を運用したことによるものが、当中間連結会計期間末において減少したことによるものであります。

負債の部につきましては、12兆7,401億円（同比7,985億円増加）となりました。このうち、債券及び社債は3兆6,204億円（同比1,074億円増加）、借入金は8兆7,439億円（同比6,760億円増加）となりました。

債券及び社債の増加につきましては、平成21年4月の社債発行（計900億円。有価証券届出書方式）が主たる増加要因であり、また借入金の増加につきましては、金融危機対応業務に伴う日本公庫からの借入が主な増加要因となっております。

また支払承諾につきましては、1,628億円（同比56億円増加）となりました。

純資産の部につきましては2兆2,523億円（同比1,659億円増加）となりました。この増加要因としては、当中間連結会計期間における中間純利益の計上に加え、平成21年9月の増資1,032億円が主な要因となっております。なお、当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は62億円（同比79億円増加）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は1,818億円となりました。その内訳は、資金運用収益が1,495億円、役員取引等収益が60億円、その他業務収益が217億円及びその他経常収益が44億円となりました。

また経常費用は1,266億円となりました。その内訳は、資金調達費用が897億円、役員取引等費用が2億円、その他業務費用が86億円、営業経費が164億円及びその他経常費用が116億円となりました。この結果、経常利益は551億円となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については597億円、役員取引等収支については58億円、その他業務収支については131億円と利益を計上したものの、当連結会計年度同様、景気低迷を要因とする不良債権処理損失及び株式関係損益の損失計上により、その他経常収支は△71億円となりました。なお、これらの損失額は当連結会計年度（6ヵ月間）に比べ、減少となっております。これらから営業経費164億円を控除した経常利益は551億円となり、当連結会計年度における経常損失（1,216億円）から黒字回復となりました。

これに加え、貸倒引当金戻入益計上等による特別損益148億円により、税金等調整前中間純利益は700億円となりました。

また法人税、住民税及び事業税248億円、法人税等調整額0億円（損）及び少数株主損失2億円を計上いたしました結果、当中間連結会計期間の税金等調整後の中間純利益は454億円となり、当連結会計年度における当期純損失（1,283億円）から黒字回復となりました。

当中間連結会計期間の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは借入金が増加等により465億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により1,413億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行等により1,180億円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、当期首に比べて227億円増加し、715億円となりました。

なお、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく当行連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は4,600億円となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は3.51%となっております。

また、当行及び当行連結子会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。また、全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### (1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は516億円、役員取引等収支は45億円、その他業務収支は△103億円となりました。

当中間連結会計期間の資金運用収支は597億円、役員取引等収支は58億円、その他業務収支は131億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	51,675	△0	—	51,675
	当中間連結会計期間	59,742	△0	—	59,742
うち資金運用収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	135,793	—	—	135,793
	当中間連結会計期間	149,502	—	—	149,502
うち資金調達費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	84,118	0	—	84,118
	当中間連結会計期間	89,760	0	—	89,760
役員取引等収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	4,497	5	—	4,503
	当中間連結会計期間	5,864	62	△66	5,861
うち役員取引等収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	4,640	5	—	4,646
	当中間連結会計期間	6,066	62	△66	6,063
うち役員取引等費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	142	—	—	142
	当中間連結会計期間	201	0	—	201

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
その他業務収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	△10,371	—	—	△10,371
	当中間連結会計期間	13,154	△0	—	13,154
うちその他業務収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	719	—	—	719
	当中間連結会計期間	21,777	—	—	21,777
うちその他業務費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	11,090	—	—	11,090
	当中間連結会計期間	8,623	0	—	8,623

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。  
2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。なお、当行には、海外店はありませぬ。  
3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額 (△)」欄に表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定は、12兆6,246億円、利回りが2.15%となりました。一方、資金調達勘定は、10兆3,251億円、利回りが1.63%となりました。

当中間連結会計期間の資金運用勘定は14兆2,371億円、利回りが2.10%となりました。一方、資金調達勘定は、11兆9,231億円、利回りが1.51%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	12,624,621	135,793	2.15
	当中間連結会計期間	14,237,135	149,502	2.10
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	11,408,731	130,490	2.29
	当中間連結会計期間	12,563,310	137,162	2.18
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	848,959	4,771	1.12
	当中間連結会計期間	1,267,701	7,875	1.24
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	20,296	14	0.15
	当中間連結会計期間	9,873	7	0.15

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	286,726	387	0.27
	当中間連結会計期間	328,341	203	0.12
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	59,907	129	0.43
	当中間連結会計期間	67,908	59	0.17
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	10,325,116	84,118	1.63
	当中間連結会計期間	11,923,178	89,760	1.51
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	3,424,051	25,991	1.52
	当中間連結会計期間	3,474,059	27,874	1.61
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	609	0	0.19
	当中間連結会計期間	23,480	15	0.13
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	6,864,100	56,029	1.63
	当中間連結会計期間	8,258,734	60,883	1.47
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	36,074	216	1.20
	当中間連結会計期間	166,662	982	1.18

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 当連結会計年度は平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。

## ② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1	0	1.01
	当中間連結会計期間	1	0	4.23
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

## ③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	12,624,621	135,793	2.15
	当中間連結会計期間	14,237,135	149,502	2.10
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	11,408,731	130,490	2.29
	当中間連結会計期間	12,563,310	137,162	2.18
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	848,959	4,771	1.12
	当中間連結会計期間	1,267,701	7,875	1.24
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	20,296	14	0.15
	当中間連結会計期間	9,873	7	0.15
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	286,726	387	0.27
	当中間連結会計期間	328,341	203	0.12
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	59,907	129	0.43
	当中間連結会計期間	67,908	59	0.17
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	10,325,117	84,118	1.63
	当中間連結会計期間	11,923,179	89,760	1.51
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	3,424,051	25,991	1.52
	当中間連結会計期間	3,474,059	27,874	1.61
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	609	0	0.19
	当中間連結会計期間	23,480	15	0.13
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	6,864,100	56,029	1.63
	当中間連結会計期間	8,258,734	60,883	1.47
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	36,074	216	1.20
	当中間連結会計期間	166,662	982	1.18

## (3) 国内・海外別役務取引の状況

種類	期別	国内	海外	相殺消去(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	4,640	5	—	4,646
	当中間連結会計期間	6,066	62	△66	6,063
うち貸出業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	3,341	—	—	3,341
	当中間連結会計期間	4,705	—	—	4,705
うち保証業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	603	—	—	603
	当中間連結会計期間	1,167	—	—	1,167
役務取引等費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	142	—	—	142
	当中間連結会計期間	201	0	—	201

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。  
3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(4) 国内・海外別預金残高の状況  
該当ありません。

## (5) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	12,008,856	100.00
製造業	2,603,261	21.68
農業	117	0.00
林業	932	0.01
漁業	—	—
鉱業	26,897	0.22
建設業	18,924	0.16
電気・ガス・熱供給・水道業	2,025,058	16.86
情報通信業	747,876	6.23
運輸業	3,451,422	28.74
卸売・小売業	650,460	5.42
金融・保険業	296,581	2.47
不動産業	1,468,006	12.22
各種サービス業	717,641	5.98
地方公共団体	1,493	0.01
その他	182	0.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	12,008,856	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	13,100,531	100.00
製造業	3,138,826	23.96
農業, 林業	967	0.01
漁業	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	27,295	0.21
建設業	18,689	0.14
電気・ガス・熱供給・水道業	1,957,021	14.94
情報通信業	723,882	5.53
運輸業, 郵便業	3,462,114	26.43
卸売業, 小売業	966,467	7.38
金融業, 保険業	386,690	2.95
不動産業, 物品賃貸業	1,704,978	13.01
各種サービス業	712,094	5.44
地方公共団体	1,406	0.01
その他	96	0.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	13,100,531	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

② 外国政府等向け債権残高 (国別)

該当ありません。

## (6) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高 (末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
国債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	251,413	—	—	251,413
	当中間連結会計期間	721,848	—	—	721,848
地方債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	461,514	—	—	461,514
	当中間連結会計期間	37,984	—	—	37,984
社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	114,431	—	—	114,431
	当中間連結会計期間	167,564	—	—	167,564
株式	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	166,537	—	—	166,537
	当中間連結会計期間	217,155	—	—	217,155
その他の証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	252,691	—	—	252,691
	当中間連結会計期間	244,827	—	—	244,827
合計	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,246,587	—	—	1,246,587
	当中間連結会計期間	1,389,380	—	—	1,389,380

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3. 「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の当事業年度（平成20年度）業績の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況（単体）

(1) 損益の概要

	当事業年度 (百万円)
業務粗利益	46,126
経費（除く臨時処理分）	△15,225
人件費	△9,398
物件費	△5,021
税金	△805
業務純益（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	30,901
のれん償却額	—
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	30,901
一般貸倒引当金繰入額	△103,875
業務純益	△72,974
うち債券関係損益	△147
臨時損益	△46,005
株式関係損益	△12,000
不良債権処理損失	△21,674
貸出金償却	△2,583
個別貸倒引当金繰入額	△18,728
その他の債権売却損等	△361
その他臨時損益	△12,330
経常利益（△は経常損失）	△118,979
特別損益	3,277
うち償却債権取立益	3,316
税引前当期純利益（△は税引前当期純損失）	△115,701
法人税、住民税及び事業税	20,016
法人税等調整額	△6,490
法人税等合計	13,525
当期純利益（△は当期純損失）	△129,227

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益（＋国債等債券償還益）－国債等債券売却損（－国債等債券償還損）－国債等債券償却
5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額

(2) 営業経費の内訳

	当事業年度 (百万円)
給与・手当	7,602
退職給付費用	1,114
福利厚生費	1,040
減価償却費	596
土地建物機械賃借料	765
営繕費	739
消耗品費	193
給水光熱費	164
旅費	314
通信費	212
広告宣伝費	40
租税公課	805
その他	1,634
合計	15,225

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（単体）

	当事業年度 (%)
(1) 資金運用利回 ①	2.16
(イ) 貸出金利回	2.30
(ロ) 有価証券利回	1.00
(2) 資金調達原価 ②	1.94
(イ) 預金等利回	—
(ロ) 外部負債利回	1.65
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.22

(注) 1. 「外部負債」＝債券＋コールマネー＋借入金＋社債。

2. 当事業年度は、平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。

### 3. ROE (単体)

	当事業年度 (%)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1.43
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	1.43
業務純益ベース	△3.38
当期純利益ベース	△5.99

(注) 当事業年度は平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間ですが、当期純利益を用いて、年換算をせずに算出しております。

### 4. 預金・債券・借入金・社債・貸出金の状況 (単体)

#### (1) 預金・債券・借入金・社債・貸出金の残高

	当事業年度 (百万円)
預金 (末残)	—
預金 (平残)	—
債券 (末残)	3,431,597
債券 (平残)	3,424,051
借入金 (末残)	8,064,872
借入金 (平残)	6,827,880
社債 (末残)	81,423
社債 (平残)	36,074
貸出金 (末残)	12,026,675
貸出金 (平残)	11,426,261

(注) 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

#### (2) 個人・法人別預金残高 (国内)

該当ありません。

#### (3) 消費者ローン残高

該当ありません。

(4) 中小企業等貸出金

		当事業年度	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	2,526,874
総貸出金残高	②	百万円	12,026,675
中小企業等貸出金比率	①/②	%	21.01
中小企業等貸出先件数	③	件	1,614
総貸出先件数	④	件	3,546
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	45.52

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○支払承諾の残高内訳

種類	当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）
保証	57	160,276

6. 内国為替の状況（単体）

該当ありません。

7. 外国為替の状況（単体）

該当ありません。

当行の当中間会計期間（平成21年度中間期）業績の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要（単体）

	当中間会計期間 (百万円)
業務粗利益	78,735
経費（除く臨時処理分）	△15,885
人件費	△9,352
物件費	△5,173
税金	△1,359
業務純益（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	62,849
のれん償却額	—
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	62,849
一般貸倒引当金繰入額	—
業務純益	62,849
うち債券関係損益	25
臨時損益	△7,811
株式関係損益	△2,692
不良債権処理損失	△1,914
貸出金償却	△1,914
個別貸倒引当金繰入額	—
その他の債権売却損等	—
その他臨時損益	△3,204
経常利益	55,038
特別損益	16,731
うち固定資産処分損益	△1
うち貸倒引当金戻入益	13,808
税引前中間純利益	71,769
法人税、住民税及び事業税	24,814
法人税等調整額	51
法人税等合計	24,866
中間純利益	46,903

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益（＋国債等債券償還益）－国債等債券売却損（－国債等債券償還損）－国債等債券償却

5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額

## 2. 利鞘（単体）

	当中間会計期間 (%)
(1) 資金運用利回 ①	2.09
(イ) 貸出金利回	2.18
(ロ) 有価証券利回	1.18
(2) 資金調達原価 ②	1.77
(イ) 預金等利回	—
(ロ) 外部負債利回	1.51
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.32

(注) 「外部負債」＝債券＋コールマネー＋借入金＋社債

## 3. ROE（単体）

	当中間会計期間 (%)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	5.98
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	5.98
業務純益ベース	5.98
中間純利益ベース	4.46

(注) 年換算のうえ数値を記載しております。

## 4. 預金・貸出金の状況（単体）

### (1) 預金・貸出金の残高

	当中間会計期間 (百万円)
預金（末残）	—
預金（平残）	—
貸出金（末残）	13,118,402
貸出金（平残）	12,581,155

(注) 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

### (2) 個人・法人別預金残高（国内）

該当ありません。

### (3) 消費者ローン残高

該当ありません。

## (4) 中小企業等貸出金

		当中間会計期間	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,949,842
総貸出金残高	②	百万円	13,118,402
中小企業等貸出金比率	①/②	%	14.86
中小企業等貸出先件数	③	件	1,568
総貸出先件数	④	件	3,534
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	44.37

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

3. 当中間会計期間より、投資法人等宛の貸出金残高及び件数を控除のうえ、集計を行っております。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○支払承諾の残高内訳

種類	当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）
保証	56	165,881

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率（バーゼルⅡ／標準的手法、国際統一基準）を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成21年3月31日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,000,000	1,103,232
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,157,715	1,060,466
	利益剰余金	△96,363	46,367
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	△1,772	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社等の少数株主持分	9,690	24,065
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	2,069,269	2,234,131
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注1）	—	—	

項目		平成21年3月31日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	3,162
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	215,245	63,921
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	215,245	67,084
	うち自己資本への算入額 (B)	111,943	67,084
控除項目	控除項目（注4） (C)	489,607	521,268
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,691,606	1,779,947
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	8,267,755	8,517,149
	オフ・バランス取引等項目	509,819	364,928
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,777,574	8,882,078
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	177,936	193,392
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	14,234	15,471
	計 ((E) + (F)) (H)	8,955,510	9,075,470
連結自己資本比率（国際統一基準）=D/H×100（%）		18.88	19.61
(参考) Tier 1 比率=A/H×100（%）		23.10	24.61

- (注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成21年3月31日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,000,000	1,103,232
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,157,715	1,060,466
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	△97,248	46,903
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	△2,425	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	2,058,040	2,210,601
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注1）	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	1,443
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	215,438	64,214
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	215,438	65,658
うち自己資本への算入額 (B)	111,858	65,658	

項目		平成21年3月31日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注4） (C)	495,906	528,630
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,673,992	1,747,629
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	8,261,475	8,495,072
	オフ・バランス取引等項目	509,419	364,528
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,770,895	8,859,601
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	177,776	196,707
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	14,222	15,736
	計 ((E) + (F)) (H)	8,948,672	9,056,308
単体自己資本比率（国際統一基準）=D/H×100（%）		18.70	19.29
(参考) Tier 1 比率=A/H×100（%）		22.99	24.40

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

#### (資産の査定)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しております。

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに（中間）貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

##### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

##### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

##### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

##### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定額

債権の区分	平成21年3月31日	平成21年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	211	141
危険債権	1,154	4,033
要管理債権	568	434
正常債権	120,903	129,330

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当行グループにおける業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当行グループにおける、具体的な対処すべき課題といたしましては、以下のとおりであります。

当行は、今後とも金融危機対応業務の的確な遂行とともに、政府保有株式の処分に向けた民営化の着実な進展により、課題解決型金融機関として成長していきたいと考えております。

### <第1次中期経営計画の達成>

#### ○第1次中期経営計画の位置づけと考え方

当行は、投融資一体型の金融サービスを提供するオンリーワンの金融機関として、お客様の信頼に応えることを目指しております。

その実施プロセスとして、平成20年度～平成22年度を対象期間とした「第1次中計」を当行設立時に策定しております。

具体的には、計画最終年度（平成22年度）の財務目標を定め、これを実現するための成長戦略として、投融資一体型金融サービスの取り組み方針、取り組み内容、海外業務への本格的な取り組み、資金調達多様化等を定めました。

#### ○成長戦略

主な成長戦略として、以下の5つを挙げております。

- (1) 各業界、各地域にわたる、お客様への投融資一体型金融サービスの拡充による成長
  - ・お客様のニーズに対応したサービス内容の一層の拡充を図ります。
  - ・投融資一体型金融サービスの長をを活かして他の金融機関とも広く連携します。
- (2) 「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮する金融サービスの高度化
  - ・幅広いお取引先基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮できる、高度な金融サービスを目指します。
- (3) 海外業務への本格的な取り組み
  - ・信頼できるパートナー及び内外の金融機関とのネットワークを前提に、海外業務への本格的な取り組みを開始します。
  - ・平成22年度のエクスポージャーの目途を定め、基盤整備を進めます。
- (4) 知的資産の一層の強化
  - ・産業調査力・審査力・金融技術力・R&D力・ネットワーク力を強化し、お客様の価値向上に寄与します。
  - ・成長戦略を支える人材の確保・育成を図ります。
- (5) 資金調達の多様化
  - ・健全な財務基盤の維持に努めるとともに、資金調達手段の多様化を図ります。

当計画で定めました最終年度（平成22年度）の財務目標を実現すべく、投融資一体型金融サービスへの取り組み、海外業務への本格的な取り組み、資金調達多様化等を進めてまいります。

### <金融危機対応業務への取り組み>

現在、当行は指定金融機関として金融危機対応業務を行っております。危機認定時点での当該業務実施期間は平成22年3月末日までとなっておりますが、平成22年2月19日付官報告示及び同年3月24日に成立した平成22年度予算により、平成23年3月末日までと1年間延長されております。

当該業務は、当行が企業理念として掲げるパブリックマインド等に合致しており、経済金融危機への対応に万全を期すとの観点から、当行は今後とも積極的に取り組むものと考えております。

#### 4 【事業等のリスク】

以下において、当行グループ（当行並びにその連結子会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

##### (1) 日本政府の政策及び政策金融機関等の再編に関するリスクについて

当行は、平成18年5月に国会において承認された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）（以下「行政改革推進法」という。）、及び政策金融の抜本的な改革の一環として、平成19年6月6日に国会において成立した「新DBJ法」に基づき、旧DBJの財産の全部（新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されました。

なお、現在、当行株式の100%を政府が保有しているため、当行の業務及び財政状態は日本政府の政策の影響を受ける可能性があります。

また、行政改革推進法は、政策金融機関が再編されることにより既発行債券の保有者が不当に侵害されないようにする旨を規定しております。当該再編に含まれる事項及び具体的な実施方法により、当行業務は影響を受ける可能性があります。

当行は、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に伴う危機対応業務を実施しております。さらに、平成21年4月に公表された「経済危機対策」への取り組みに対応すべく、当行の財務基盤強化（出資可能期間は平成24年3月末日まで）を可能とした「新DBJ法改正法」が平成21年6月26日、国会において可決成立しました。なお、これを受けて当行は、平成21年9月24日に1,032億3,200万円の増資を、平成22年3月23日に779億6,200万円の増資を、それぞれ実施しております（上記危機対応業務関連の詳細につきましては「(18)危機対応業務の遂行に伴う当行業績への影響について」をご参照ください。）。

新DBJ法改正法による改正前の新DBJ法においては、当行設立後おおむね5～7年後を目途として政府保有株式の全部を処分することとなっておりましたが、新DBJ法改正法においては、政府保有株式の処分は上記出資可能期間終了後おおむね5～7年後を目途として行うこととされました。なお、政府は、平成23年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされており、それまでの間においては、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとされております。これらにより、当行業務及び組織は影響を受ける可能性があります。

##### (参考1) 新DBJ法（新DBJ法改正法による改正後）

###### （政府保有株式の処分）

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式（次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

###### （政府の出資）

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

###### （国債の交付）

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

##### 附則

###### （検討等）

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に対する出資の状況、同法附則第二

条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分之一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

（参考2）行政改革推進法（新DBJ法改正法による改正後）

（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方）

第六条 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成二十年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

- 2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。
- 3 政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## （2）金利の変動によるリスクについて

当行は、その収益の大半を貸出金、有価証券及びその他の利子所得を生む資産等に係る受取利息・配当金と債券、借入金及びその他の有利子負債に係る支払利息との差額から得ております。当行の貸出資産等と有利子負債の満期及び価格決定方法は異なるため、金利の変動により貸出資産等からの受取利息及び有利子負債からの支払利息に生じる変動は同等とはなりません。よって当行が金利の変動に迅速に対応できない場合は、その収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。当行が実施している金利リスクに関連するヘッジは、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。

また、金利の上昇により、変動金利借入をしている借入先の一部は、増加した利息支払に応じることができない可能性があり、当行において貸出需要の減少又は不良債権の増加を招く可能性があります。かかる事態の進展は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## （3）外国為替相場の変動によるリスクについて

旧DBJ及び当行が発行した債券の大半は円建てではありますが、一部の債券は外貨建てとなっております。よって旧DBJが発行した債券に基づく債務の全部を承継した当行は、当行が発行した外貨建て債券を含め、外貨建ての資金調達及び投融资から生ずる為替リスクも負っています。

また、外国為替決済に関するタイムラグが存在する場合には、決済リスクも負っています。

当行は、外国為替レートの変動による影響を抑えるために、為替スワップ取引の実施により為替ヘッジ活動を行っておりますが、かかる方法が有効であるという保証はなく、より長期的な為替レートの変動は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国為替決済に関するタイムラグが存在する場合には、決済リスクも負っています。外国為替決済リスクについては、当行が一般的に許容される程度以上の決済リスクを負わないよう十分留意して取引を執行し、又は契約等を締結することをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。

## （4）流動性リスクについて

流動性リスクは、資金流動性リスクと市場流動性リスクに大別されます。

当行は、資金の回収と当行の返済債務との間の回収・返済ギャップが過大となり資金調達に困難が生じたり、又は資金繰りの中で突発的な事象が発生する可能性若しくは緊急時に十分な資金を調達できず資金繰りが破綻する可能性がある資金流動性リスクを負っています。

旧DBJは、政府系金融機関として国の財政投融资計画に基づく安定的な資金調達基盤を有しておりました。また当行は、今後も完全民営化までの移行期間中については、政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされております。

当行は、これまでも綿密な資金収支予定管理、手元流動性の確保、多数の市中金融機関との間で設定した当座貸越枠設定等の対応を行っておりますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

一方、市場商品又は将来市場において売却等を想定する商品については、市場流動性リスクを負っています。これらの取り扱いについて、当行はそのリスクについて十分な認識の上、投融资の取り組みを行い、また取得した商品の管理を行うことをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。

#### (5) 景気変動によるリスクについて

株安・円高を含む世界の経済状況、地政学的リスク及び日本国内の景気動向や不動産価格の変動等に影響を与えるその他の要因により景気が悪化した場合、当行業務の特性並びに貸出金及び証券ポートフォリオの信用力の悪化により、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 信用リスクについて

当行は、景気の動向や不動産価格の変動等を背景に、投融资先の経営状況が悪化して資産の価値が減少ないし消滅する可能性がある信用リスクを負っています。これまでも貸倒引当金の適正な計上、不良債権のオフバランス化をはじめ、不良債権への対応を着実に進めてきましたが、以下のような場合又は想定外の事由が発生した場合には、より資産価値が劣化する可能性があります。

- ・国内外の景気の悪化
- ・不動産価格又は株価の下落
- ・企業の倒産又は自己破産の増加
- ・当行からの借入人が破産した場合又は経済的な困難に直面した場合に、その債務に関して債務免除又はその他の救済措置が必要となった場合
- ・ローン・ポートフォリオの内容が予想以上に悪影響を受けた場合
- ・大口融資先の信用力に関する問題が表面化した場合

平成21年9月30日時点における連結ベースでのリスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は3.51%となっております。当比率は、平成21年3月31日時点の1.60%に比べ増加しております。これは、大口融資先の債務者区分変更による影響を受けたものでありますが、リスク管理債権残高に対する保全率は高水準を堅持しております。

なお、大口融資先の1つである株式会社日本航空は、平成22年1月19日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行っております。これに伴い、当行は平成22年1月20日付で臨時報告書を提出しております。

#### (7) 貸倒引当金が将来の損失を十分に補えない可能性について

当行の貸倒引当金は、過去の貸倒れの経験並びにそのローン・ポートフォリオの特徴、内容及び実績、担保、保証、並びにその他の適切な指標に基づいて設定されております。しかしながら実際の貸倒れが現時点の予想を上回った場合、現時点の貸倒引当金は不十分となる可能性があります。

国内、国外を問わず景気が悪化した場合、さらには当行が保有する担保の価値が下落した場合、法令、監査基準若しくはその他の変更に伴い、当行が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当行は追加の貸倒引当金を必要とする可能性があり、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 投資が期待する利益を生まない可能性について

当行は、随時、自ら直接的に又はシンジケート若しくはコンソーシアムの構成員として間接的に株式投資及び融資を含む様々な形態の投資を行っております。当行は、利益を得ることができると考える場合に投資を行っておりますが、実際の結果は当行の期待よりも著しく低い可能性があり、投資の元本を失う可能性があります。

#### (9) 第三セクターの業績悪化による影響の可能性について

当行の貸出金及び投資ポートフォリオには、公共のプロジェクト及び「第三セクター」と呼ばれる地方公共団体

等の出資を受けている先が貸出及び投資対象として含まれております。

第三セクターの事業は、高い公共性を有し、回収に長期間が必要であるため、当該セクターのリスク管理債権比率は他の貸出先よりも高いものとなっております。

第三セクターの業績に著しい悪化があった場合又は担保の価値が減少した場合、当行のクレジットコストは増加する可能性があります。当該コストの増加は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) リスク管理方針及び手続が特定されていないリスク又は予期されていないリスクに十分に対応できない可能性について

当行は、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含むあらゆるリスクに対応するためのリスク管理方針及び手続を策定し、実施してきております。それにもかかわらずリスクを特定、監視及び管理するための方針・手続は、十分に効果的ではない可能性があります。

これらのリスクを管理する際、適切に記録し、膨大な数の取引及び事象を検証する必要がありますが、かかる方針及び手続は一定の状況下では十分に有効ではない可能性があります。全ての予期されないリスクを管理するには十分に効果的ではない可能性があります。当行のリスク管理システムが不適切又は不十分である場合、当行は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びその他のリスクの影響を受ける可能性があります。

(11) 金融機関に適用される法令を含むあらゆる法令の規制を受ける可能性について

当行は、銀行法に基づく金融機関ではありません。しかしながら、現状において金融機関として、多くの規則に服し、また規制監督を受けております。当行は、有効な規制及び関連する規制リスク（法律、規制、政策、会計基準及び自主的行動規範の変更による影響を含む。）並びにその解釈及びその施行の影響を受け、業務を行っております。

法律、規制、政策、会計基準、自主的行動規範又は財務上若しくはその他の方針の将来における進展又は変更及びそれらの影響は、完全には予測不可能であり、当行により制御しきれるものではなく、それらの影響を排除することはできないものであります。上記のいずれの変更も、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 格付低下及び市場関係者の当行に対する認識の変化に伴うリスクについて

格付けの低下や否定的な報道等により市場関係者の当行に対する認識が悪化した場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、既存取引の解約等を通じて、当行の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。なお、格付けの水準は、当行から格付機関に提供する情報の他、格付機関が独自に収集した情報に基づいており、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

(13) システムリスクについて

当行の情報システムの容量及び信頼性は日々の事業において必要不可欠なものとなっております。これらのシステム並びに当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的ミス、事故、停電、妨害行為、ハッキング、コンピューター・ウィルス及び類似の事象によるシステムダウン又は誤作動等に加え、通信事業者及びインターネット・プロバイダー等の第三者からの支援サービス喪失の影響を受ける可能性があります。不測の事態等においては、それに応じた損失が発生する可能性があります。

さらに、他の企業と同様、当行の本支店、事務所及びその他の設備は、地震及びその他の自然災害のリスクも負っています。当行の非常時における対策はその事業の重大な途絶を防ぐために十分ではない可能性があります。非常事態計画は重大な途絶が発生した場合に全ての不測の事態に対応できない可能性があります。これらのシステムの障害及び途絶は、予期せぬ損失を生み、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 事務リスクについて

当行は、役職員が正確な事務を怠るか、又は事故・不正等が発生することにより損失を被る事務リスクを負っております。これまでも事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施をはじめ、事務リスクの軽減・防止に努めてきましたが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

#### (15) 業務範囲の拡大に伴うリスクについて

当行は、旧DBJの財産の全部（新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継しているため、当行の業務範囲は基本的に旧DBJのそれを引継いでおります。

一方で当行は、新DBJ法第3条に定める範囲内において、旧DBJではこれまで担ってこなかった業務を新たに手がけることが可能であります。しかしながら、新たに拡大した業務で発生するリスクについては、当行は限定された知識・経験しか有しておらず、予期せぬリスクが生じた場合には十分な対応策を講じることができない可能性があります。その結果、当行が当該業務範囲において事前に予想していた成果を達成できず、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、当行では第1次中計において、海外業務への本格的な取り組みを今後の成長戦略の1つとして位置付けており、平成20年12月にはアジア向け投融資業務等を行うシンガポール現地法人のDBJ Singapore Limitedを、平成21年6月には国際金融の中心的市場であるロンドンに現地法人のDBJ Europe Limitedをそれぞれ設立しております。なお、DBJ Europe Limitedの開業は、平成21年11月となっております。

今後本格的にこれらの海外業務を拡大した場合には、外貨建資産・負債に係る金利及び為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク、海外業務に精通した職員の確保・育成に伴う時間的な制約のリスク等に直面する可能性があります。

その結果、事前に想定していた成果を達成することができない可能性があります。

#### (16) 金融市場における競合・競争について

当行は、これまでの「一般金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励すること」という旧DBJの目的とは異なり、「出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」という目的を掲げております。

現在、一般金融機関は、シニアローン等を中心に提供する商業銀行と、メザニン・エクイティを提供するプライベート・エクイティ・ファンドや一部投資銀行などに二分化されております。

当行は、両者の提供するサービスを一体的かつ相応の規模をもって提供できることが差別化要因であり、またシニアローンを中心とした銀行とは適切なリスクシェアを行うことができるモデルであることから、メガバンク等との競争に巻き込まれにくいビジネスモデルを標榜しております。

しかしながら、国内、国外を問わず金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっており、資産、お取引先数、支店数、及び従業員数という面では、当行より比較優位に立つ金融機関もあります。

そのため、これまでの一般金融機関の補完という役割ではなく、一般金融機関との競合・競争の関係も生じる可能性も出てきております。

今後、当行業務にかかる競合・競争は大きくなっていくことが見込まれ、当行が現在及び将来の競合・競争先と差別化要因をもって競合・競争できない可能性があります。

#### (17) 証券化関連商品等における投資関連損失のリスクについて

当行は、金融・資本市場活性化等の旧DBJにおける政策目的実現のため、資金供給業務の一環として当行本体、子会社又はファンド等を通じて証券化関連商品、普通株式等の有価証券を保有し、また、クレジット・デリバティブを用いた債務保証業務を行っております。

金融市場及び資本市場の混乱及び投融資先の業績悪化、カウンターパーティリスクの顕在化等に伴い、上記投資又は業務に関連した損失が当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成21年9月30日時点における単体・連結子会社合計の証券化関連商品の残高（クレジット・デフォルト・スワップは想定元本を合算。評価差額金反映後。）は3,311億円となっております。

#### (18) 危機対応業務の遂行に伴う当行業績への影響について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、日本政府が指定する金融機関（指定金融機関）が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、平成20年10月1日より開始されているものです。

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、日本政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っています。

(なお、当該危機認定時点での当該業務実施期間は、平成22年3月末日までとなっておりますが、平成22年2月19日付官報告示及び同年3月24日に成立した平成22年度予算により、平成23年3月末日までとなり、1年間延長されております。)

さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・C P (コマーシャルペーパー) 購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充された他、同年1月30日にはC P 購入業務の追加等を含む政省令の改正等が行われています。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。さらにその後、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、同年6月26日に国会において可決成立しました新D B J 法改正法においては、政府出資による当行の財務基盤強化(出資可能期間は平成24年3月末日まで)により、危機対応業務の円滑な実施が可能となるよう対策が講じられています。

これを受け、同年9月24日には、措置された政府出資枠3,500億円及び交付国債1兆3,500億円のうち、政府出資枠3,500億円の一部として、同年6月末日までの危機対応業務の実績に対応する分について、株主割当の方法により普通株式2,064,640株を1株当たり払込金額5万円(払込金額総額1,032億3,200万円)で発行したことに加え、以降の危機対応業務の実績等に対応する分についても、平成22年3月23日に株主割当の方法により普通株式1,559,240株を1株当たり払込金額5万円(払込金額総額779億6,200万円)で発行しております。発行した株式については、全部を政府に割り当てており、全額を資本金としております。

上記の平成21年度補正予算において措置された政府出資枠3,500億円のうち、1,237億円については、平成21年度補正予算(第2号)に基づき減額(執行停止)とされております。

なお、平成22年度以降は交付国債の償還により同様の措置がなされる予定であります。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資及びC P 購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されておりますので、当行としては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していく所存です。しかしながら、当該損害担保取引は損失の全額を補填するものではないこと等から、投融資先の予期せぬ業績の悪化及び倒産等、想定外の事由が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該業務の遂行による与信残高の増加、それに伴う総資産の増加及び新D B J 法改正法に基づく当行の財務基盤強化等により、当行の自己資本比率をはじめとする各経営指標にも影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成21年12月末日現在の危機対応業務の実績は以下の通りとなっております。

①融資額：2兆8,546億円(712件)

(注)平成20年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに日本公庫からの信用供与(借入等)を受けた金額実績になります。

②損害担保契約付危機対応融資額：2,234億円(23件)(注)

(注)日本公庫へ申し込み予定のものを含んでおります。

③C P 購入額：3,610億円(68件)

(注)平成21年1月以降の危機対応業務としての累計C P 購入額になります。

5【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6【研究開発活動】

該当ありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度（平成20年度：平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月間）及び当中間連結会計期間（平成21年度中間期：平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、当行は、平成20年10月1日に設立されたため、前連結会計年度の比較情報はございません。

### 1 経営成績の分析

#### (1) 損益の状況<連結><単体>

##### ① 当連結会計年度（平成20年度：平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）

当連結会計年度は、資金利益516億円、役員取引等利益45億円をそれぞれ計上いたしました。一方で、金融市場混乱によるCDS評価損失等の金融派生商品費用を主因と評価損失の計上等により、その他業務利益については103億円の損失計上となり、その結果、連結業務粗利益は458億円となりました。これに営業経費178億円を控除した結果、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は280億円となりました。

しかし、景気悪化の影響により一般貸倒引当金繰入額が膨らんだため、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入後）は756億円の損失計上となりました。加えて個別貸倒引当金繰入や減損処理実施等により、その他臨時損失が460億円となった結果、連結経常損失は1,216億円の損失計上となりました。

また、当行が民営化（株式会社化）されたことで当連結会計年度より納税義務が課されるようになり、法人税等が135億円生じました。以上の結果、税金等調整後の連結当期純損失は1,283億円となりました。

なお、当連結会計年度における連単差異につきましては僅少となっており、当期純損失ベースでの差は8億円となっております。

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度(単体) (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	連単差異
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
業務粗利益	458	461	△3
資金利益	516	517	△0
役員取引等利益	45	44	0
その他業務利益	△103	△100	△2
営業経費	△178	△152	△25
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	280	309	△28
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	△1,036	△1,038	2
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	△756	△729	△26
その他臨時損益(△は費用)	△460	△460	△0
不良債権関連処理損失	△247	△216	△30
株式関係損益	△113	△120	6
持分法による投資損益	9	—	9
その他	△109	△123	13
経常利益(△は経常損失)	△1,216	△1,189	△27
特別損益	35	32	2
償却債権取立益	33	33	—
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)	△1,181	△1,157	△24
法人税等合計	135	135	0
少数株主利益(△は少数株主損失)	△33	—	△33
当期純利益(△は当期純損失)	△1,283	△1,292	8

② 当中間連結会計期間（平成21年度中間期：平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

当中間連結会計期間では、資金利益が597億円、役員取引等利益が58億円、その他業務利益が131億円の計上となり、連結業務粗利益は787億円となりました。ここから営業経費164億円を控除し、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は623億円となっております。

また、当中間連結会計期間では、新たな一般貸倒引当金の繰入が発生しなかったため、一般貸倒引当金繰入後の連結業務純益も同額の623億円となっております。一方で、景気低迷の影響から株式関係損益での損失計上や不良債権関連処理損失が発生し、その他臨時損失が71億円となり、結果、連結経常利益は551億円となりました。

これに法人税等248億円と少数株主損失2億円を加減した結果、税金等調整後の連結中間純利益は454億円となっております。

なお、当中間連結会計期間における連単差異につきましては僅少となっております、中間純利益ベースでの差は△14億円となっております。

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間(単体) (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連単差異
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
業務粗利益	787	787	0
資金利益	597	596	0
役員取引等利益	58	58	△0
その他業務利益	131	131	0
営業経費	△164	△158	△5
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	623	628	△4
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	623	628	△4
その他臨時損益(△は費用)	△71	△78	6
不良債権関連処理損失	△19	△19	—
株式関係損益	△33	△26	△6
持分法による投資損益	△0	—	△0
その他	△18	△32	13
経常利益	551	550	1
特別損益	148	167	△18
うち貸倒引当金戻入益	139	138	1
税引前中間純利益	700	717	△17
法人税等合計	248	248	△0
少数株主利益(△は少数株主損失)	△2	—	△2
中間純利益	454	469	△14

## (2) ROA、ROE&lt;連結&gt;

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	単位 (%)	単位 (%)
ROA (当期 (中間) 純利益ベース)	△0.92	0.63
ROE (当期 (中間) 純利益ベース)	△6.06	4.23

- (注) 1. 当連結会計年度は平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間であるため、当期純利益を用いて、年換算をせずに算出しております。
2. 当中間連結会計期間につきましては、年換算のうえ数値を記載しております。

## (3) 与信関係費用&lt;連結&gt;

当連結会計年度は、国内外の急激な景気悪化、金融市場の混乱を受けた信用悪化案件が相次いだことにより個別貸倒引当金繰入額は217億円の繰入となりました。また与信先の業況悪化等の影響により、一般貸倒引当金繰入額についても1,036億円の繰入となりました。この結果、不良債権処理額と一般貸倒引当金繰入額を合計した与信関係費用総額は1,250億円の費用計上となりました。

また、当中間連結会計期間では、一般貸倒引当金戻入額が1,513億円、個別貸倒引当金繰入額が1,374億円となったため、貸倒引当金は合計で139億円の戻入となりました。これに加え、貸出金償却が19億円、償却債権取立益が8億円となったことにより、与信関係費用総額は128億円のプラス計上となりました。

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	金額 (億円)	金額 (億円)
貸倒引当金繰入額 (△戻入額) 計	1,254	△139
一般貸倒引当金繰入額 (△戻入額)	1,036	△1,513
個別貸倒引当金繰入額	217	1,374
貸出金償却	25	19
債権処分損益 (△益)	3	—
償却債権取立益	33	8
与信関係費用総額	1,250	△128

(注) 与信関係費用総額＝貸倒引当金繰入額(△戻入額)計＋貸出金償却＋債権処分損益(△益)－償却債権取立益

## (4) 株式等関係損益&lt;連結&gt;

当連結会計年度の株式等関係損益は、株式等償却145億円が主要因となり、合計110億円の損失となりました。

また、当中間連結会計期間の株式等関係損益は、株式等売却益3億円を計上したものの、株式等売却損22億円、株式等償却15億円などにより、合計32億円の損失となりました。

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	金額 (億円)	金額 (億円)
株式等関係損 (△) 益	△110	△32
株式等売却益	35	3
株式等売却損	3	22
株式等償却	145	15
投資損失引当金繰入額 (△戻入額)	△3	△1

(注) 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額

## 2 財政状態の分析

### (1) 貸借対照表<連結><単体>

#### ① 当連結会計年度末（平成20年度末：平成21年3月末）

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当事業年度末（単体） (平成21年3月末)	連単差異
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
資産の部合計	140,280	140,174	106
現金預け金	675	583	91
有価証券	12,465	12,266	199
国債	2,514	2,514	—
短期社債	4,615	4,615	—
社債	1,144	1,124	20
株式	1,665	1,490	174
その他の証券	2,526	2,522	4
貸出金	120,088	120,266	△178
有形固定資産	1,623	1,623	0
支払承諾見返	1,572	1,602	△30
貸倒引当金	△2,766	△2,738	△28
その他	6,621	6,568	52
負債の部合計	119,416	119,415	0
債券・社債	35,130	35,130	—
借入金	80,678	80,648	30
その他	3,606	3,636	△30
純資産の部合計	20,864	20,758	106
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	11,577	11,577	—
利益剰余金	△963	△972	8
評価・換算差額等合計	155	153	1
少数株主持分	95	—	95

#### <資産の部>

当連結会計年度末の資産の部合計は14兆280億円となりました。なお、当事業年度末の当行単体の資産の部合計は14兆174億円となりました。

年度末における連単差異につきましては僅少となっており、資産の部合計での差は106億円となっております。主な差につきましては、現金預け金91億円となっております。

○有価証券……当連結会計年度末は1兆2,465億円となりました。なお、通常業務及び危機対応業務を含むCP購入業務開始に伴う短期社債が含まれた残高となっております。

○貸出金……当連結会計年度末は12兆88億円となりました。なお、危機対応業務への取り組みによる新規融資が含まれた残高となっております。

<負債の部>

当連結会計年度末の負債の部合計は11兆9,416億円となりました。なお、当事業年度末の当行単体の負債の部合計は11兆9,415億円となりました。

年度末における連単差異につきましては僅少となっております、負債の部合計での差は0億円となっております。

○債券・社債…当連結会計年度末は3兆5,130億円となりました。

○借入金………当連結会計年度末は8兆678億円となりました。なお、危機対応業務への取り組みによる日本公庫からの借入金が含まれた残高となっております。

<純資産の部>

当連結会計年度の純資産の部は2兆864億円となりました。なお、当事業年度末の当行単体の純資産の部合計は2兆758億円となりました。

年度末における連単差異につきましては僅少となっております、資産の部合計での差は106億円となっております。主な差につきましては、連結子会社に対する少数株主持分95億円となっております。

② 当中間連結会計期間末（平成21年度中間期末：平成21年9月末）

	当中間連結会計期間末 (平成21年9月末)	当中間会計期間末(単体) (平成21年9月末)	連単差異
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部合計	149,925	149,655	270
現金預け金	902	804	97
有価証券	13,893	13,542	351
国債	7,218	7,218	—
短期社債	379	379	—
社債	1,675	1,655	20
株式	2,171	1,707	464
その他の証券	2,448	2,581	△133
貸出金	131,005	131,184	△178
有形固定資産	1,622	1,622	0
支払承諾見返	1,628	1,658	△30
貸倒引当金	△2,607	△2,579	△27
その他	3,480	3,423	57
負債の部合計	127,401	127,394	7
債券・社債	36,204	36,204	—
借入金	87,439	87,408	30
その他	3,758	3,781	△23
純資産の部合計	22,523	22,260	263
資本金	11,032	11,032	—
資本剰余金	10,604	10,604	—
利益剰余金	463	469	△5
評価・換算差額等合計	181	154	26
少数株主持分	241	—	241

#### <資産の部>

当中間連結会計期間末の資産の部合計は14兆9,925億円となりました。なお、当中間会計期間末の当行単体の資産の部合計は14兆9,655億円となりました。

当中間連結会計期間末における連単差異につきましては僅少となっております、資産の部合計での差は270億円となっております。主な差につきましては、有価証券351億円となっております。

○有価証券……当中間連結会計期間末は1兆3,893億円となりました。なお、金融危機対応業務によるCP購入に伴う短期社債が含まれた残高となっております。

○貸出金……当中間連結会計期間末は13兆1,005億円となりました。なお、金融危機対応業務への取り組みによる新規融資が含まれた残高となっております。

#### <負債の部>

当中間連結会計期間末の負債の部合計は12兆7,401億円となりました。なお、当中間会計期間末の当行単体の負債の部合計は12兆7,394億円となりました。

当中間連結会計期間末における連単差異につきましては僅少となっております、負債の部合計での差は7億円となっております。

○債券・社債…当中間連結会計期間末は3兆6,204億円となりました。

○借入金……当中間連結会計期間末は8兆7,439億円となりました。なお、危機対応業務への取り組みによる日本公庫からの借入金を含む残高となっております。

#### <純資産の部>

当中間連結会計期間末の純資産の部は2兆2,523億円となりました。なお、当中間会計期間末の当行単体の純資産の部合計は2兆2,260億円となりました。

当中間連結会計期間末における連単差異につきましては僅少となっております、純資産の部合計での差は263億円となっております。主な差につきましては、連結子会社に対する少数株主持分241億円となっております。

#### (2) 期別投融资額及び資金調達額状況（フロー）<単体>

##### ① 当事業年度（平成20年度：平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）

融資等の金額につきましては、当事業年度は1兆6,703億円となりました。また、投資の金額につきましては当事業年度は631億円となりました。

なお、危機対応業務の融資実績につきましては、1兆681億円（305件）うち損害担保契約が付されているものは5億円（2件）となっております。

また当事業年度（6ヵ月間）における融資実績全体に占める危機対応融資額の比率は約64%となりました。

当行の資金調達につきましては、当事業年度は財政投融资が2,776億円、社債（財投機関債）が814億円、長期借入金が1兆1,900億円となりました。

このうち、社債（財投機関債）につきましては、民営化（株式会社化）後、初めてとなる発行（570億円。有価証券届出書方式）を平成20年12月に行いました。

また、長期借入金に関しましては、危機対応業務に関する日本公庫からの借入が1兆603億円となる等、資金調達全体の過半を占める結果となりました。

##### ② 当中間会計期間（平成21年度中間期：平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

融資等の金額につきましては、当中間会計期間は2兆125億円となりました。また、投資の金額につきましては当中間会計期間は617億円となりました。

なお、当中間会計期間における危機対応業務の融資実績につきましては、1兆5,934億円（337件）となっており、同期間における損害担保契約付危機対応融資実績については2,118億円（17件）となっております。

また当中間会計期間における融資実績全体に占める危機対応融資額の比率は約79%となりました。

当行の資金調達につきましては、当中間会計期間は財政投融资が1,498億円、社債（財投機関債）が1,081億円、長期借入金が1兆6,769億円となりました。

また、長期借入金については、危機対応業務に関する日本公庫からの借入が1兆5,651億円となり、資金調達全体の過半を占める結果となりました。

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	金額 (億円)	金額 (億円)
投融資額	17,334	20,743
融資等 (注) 1	16,703	20,125
投資 (注) 2	631	617

- (注) 1. 社債を含む経営管理上の数値であります。  
2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値であります。

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	金額 (億円)	金額 (億円)
資金調達額	17,334	20,743
財政投融資	2,776	1,498
うち財政融資資金 (注) 1	1,580	1,000
うち政府保証債 (国内債)	1,196	498
うち政府保証債 (外債)	—	—
社債 (財投機関債)	814	1,081
長期借入金 (注) 2	11,900	16,769
回収等	1,843	1,394

- (注) 1. 産業投資借入金を含んでおります。  
2. 長期借入金のうち、危機対応業務に関する日本公庫からの借入は、当事業年度は1兆603億円、当中間会計期間は1兆5,651億円となっております。

(3) 投融資残高及び資金調達残高<単体>

当事業年度末の融資等残高は12兆2,397億円となりました。また、当事業年度末の投資残高は3,246億円となりました。

一方、当事業年度末の資金調達残高は11兆5,717億円となりました。

このうち財政投融資の残高は8兆1,153億円、財投機関債は1兆3,691億円、社債（財投機関債）は814億円、借入金は2兆58億円となりました。中でも借入金のうち日本公庫からの借入に関しましては、危機対応業務に伴うものであります。

当中間会計期間末の融資等残高は、当事業年度末比1兆1,380億円増加し13兆3,777億円となりました。また、当中間会計期間末の投資残高は、当事業年度末比360億円増加し3,606億円となりました。

一方、当中間会計期間末の資金調達残高は、当事業年度末比7,847億円増加し12兆3,565億円となりました。増加の主な要因は、危機対応業務に伴う日本公庫からの借入増加によるものであります。

なお、当中間会計期間末の財政投融資の残高は7兆7,757億円、財投機関債は1兆3,191億円、社債（財投機関債）は1,887億円、借入金は3兆729億円となりました。

	当事業年度末 (平成21年3月末)	当中間会計期間末 (平成21年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
融資等残高(注) 1	122,397	133,777
投資残高(注) 2	3,246	3,606

(注) 1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

	当事業年度末 (平成21年3月末)	当中間会計期間末 (平成21年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
資金調達残高(注) 1	115,717	123,565
財政投融资	81,153	77,757
うち財政融資資金(注) 2	60,498	56,602
うち政府保証債(国内債)	10,030	10,530
うち政府保証債(外債)	10,624	10,624
財投機関債	13,691	13,191
社債(財投機関債)	814	1,887
借入金	20,058	30,729
うち日本公庫より借入	13,601	26,554

(注) 1. 寄託金は含めておりません。

2. 簡易生命保険資金借入金、産業投資借入金を含んでおります。

#### (4) リスク管理債権の状況

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融资部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会へ報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しております。

なお当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

① リスク管理債権の状況<連結>

債務者区分	当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権額	189	129	△60
延滞債権額	1,168	4,037	2,869
3ヵ月以上延滞債権額	0	0	—
貸出条件緩和債権額	567	433	△134
合計	1,926	4,600	2,674

貸出金残高(末残)	120,088	131,005	10,916
貸出金残高比(%)	1.60	3.51	1.91

② リスク管理債権の業種別構成<連結>

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
製造業	163	—
農・林・漁業	0	—
鉱業	—	—
建設業	67	—
電気・ガス・熱供給・水道業	32	—
情報通信業	58	—
運輸業	415	—
卸売・小売業	128	—
金融・保険業	36	—
不動産業	579	—
各種サービス業	444	—
地方公共団体	—	—
合計	1,926	—

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
製造業	—	187
農業, 林業	—	0
漁業	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
建設業	—	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	30
情報通信業	—	61

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
運輸業, 郵便業	—	3,032
卸売業, 小売業	—	167
金融業, 保険業	—	49
不動産業, 物品賃貸業	—	647
各種サービス業	—	422
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	—	4,600

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当中間連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

### ③ 第三セクターに対するリスク管理債権<連結>

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、各投融资制度に基づいた投融资等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くとなっております。

これらの法人への当連結会計年度末の貸出金残高は9,888億円(うちリスク管理債権は860億円、第三セクターに対する貸出金残高比率8.71%、なお当行全体のリスク管理債権比率は1.60%)です。

また、これらの法人への当中間連結会計期間末の貸出金残高は9,213億円(うちリスク管理債権は701億円、第三セクターに対する貸出金残高比率7.61%、なお当行全体のリスク管理債権比率は3.51%)です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	121	121	△0
延滞債権	313	308	△4
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	426	271	△154
合計	860	701	△159

第三セクターに対する貸出金残高(未残)	9,888	9,213	△674
第三セクターに対する貸出金残高比(%)	8.71	7.61	△1.09

(5) 金融再生法開示債権の状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

当事業年度末における、金融再生法開示債権は1,933億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が211億円、危険債権が1,154億円及び要管理債権が568億円となっております。

また、当中間会計期間末における金融再生法開示債権は4,608億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が141億円、危険債権が4,033億円、要管理債権が434億円となっております。

	当事業年度末 (平成21年3月末)	当中間会計期間末 (平成21年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	211	141	△70
危険債権	1,154	4,033	2,879
要管理債権	568	434	△135
合計	1,933	4,608	2,675
(参考) 正常債権	120,903	129,330	8,427
総与信残高(末残)	122,836	133,938	11,102
総与信残高比(%)	1.57	3.44	1.87

○金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

① 保全率

	当事業年度末 (平成21年3月末)	当中間会計期間末 (平成21年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—
危険債権	99.5	100.0	0.5
要管理債権	89.1	92.3	3.2
開示債権合計	96.5	99.3	2.8

② 信用部分に対する引当率

	当事業年度末 (平成21年3月末)	当中間会計期間末 (平成21年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—
危険債権	98.8	100.0	1.2
要管理債権	73.1	84.4	11.3
開示債権合計	91.6	98.2	6.7

③ その他の債権に対する引当率

	当事業年度末 (平成21年3月末)	当中間会計期間末 (平成21年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
要管理債権以外の要注意先債権	31.1	8.8	△22.4
正常先債権	0.1	0.0	△0.0

(6) 資産自己査定、債権保全状況

① 当事業年度末（平成20年度末：平成21年3月末）＜単体＞

（単位：億円）

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	貸倒引当金	(参考) 引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 211	破産更生債権 およびこれらに準ずる債権 211	うち担保・保証・引当金によるカバー 211 うち引当金 9	引当率 100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 193	584	100.0%	破綻先債権 189
破綻懸念先 1,154	危険債権 1,154	うち担保・保証・引当金によるカバー 1,148 うち引当金 575	引当率 98.8% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 0		99.5%	延滞債権 1,137
要管理先債権 648	要管理債権 568	うち担保・保証によるカバー 338	信用部分に対する引当率 73.1%	(部分直接償却) 10	2,154	89.1%	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 568
要注意先 6,086	正常債権 120,903					債権残高に対する引当率 31.1%	
正常先 114,737						債権残高に対する引当率 0.1%	
債権残高合計 122,836	債権合計 122,836				貸倒引当金合計 2,738	債権残高に対する引当率 2.2%	リスク管理債権 1,895

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

3. 要管理債権及び危険債権のⅣ分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

4. 本表の金額につきましては、(Ⅳ分類)及びリスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

② 当中間会計期間末（平成21年度中間期末：平成21年9月末）＜単体＞

（単位：億円）

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	貸倒引当金	（参考）引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 141	破産更生債権 およびこれらに準ずる債権 141	うち担保・保証・引当金によるカバー 141 うち引当金 6	引当率 100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 221	1,937	100.0%	破綻先債権 129
破綻懸念先 4,033	危険債権 4,033	うち担保・保証・引当金によるカバー 4,033 うち引当金 1,932	引当率 100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 6		100.0%	延滞債権 4,007
要管理先債権 625	要管理債権 434	うち担保・保証によるカバー 219 信用部分に対する引当率 84.4%		(部分直接償却) 4	642	92.3%	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 433
要注意先 3,760	正常債権 129,330					債権残高に対する引当率 8.8%	
正常先 125,380						債権残高に対する引当率 0.0%	
債権残高合計 133,938	債権合計 133,938				貸倒引当金合計 2,580	債権残高に対する引当率 1.9%	リスク管理債権 4,569

（注）1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。
3. 要管理債権及び危険債権のⅣ分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。
4. 本表の金額につきましては、リスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

3 連結キャッシュ・フローの状況の分析

① 当連結会計年度（平成20年度：平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）

当連結会計年度の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは借入金増加等により6,819億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出の増加等により6,642億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主からの払込等により、6億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、当期首に比べて186億円増加し、487億円となりました。

② 当中間連結会計期間（平成21年度中間期：平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

当中間連結会計期間の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは借入金増加等により465億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により1,413億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行等により1,180億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、当期首に比べて227億円増加し、715億円となりました。

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	金額 (億円)	金額 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,819	465
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,642	△1,413
財務活動によるキャッシュ・フロー	6	1,180
現金及び現金同等物の(中間)期末残高	487	715

#### 4 連結自己資本比率 (国際統一基準)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率 (バーゼルII / 標準的手法、国際統一基準) を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

当中間連結会計期間末の連結自己資本額は、平成21年9月に行われました増資 (1,032億3,200万円) 等により当連結会計年度末比883億円増加し1兆7,799億円となりました。また、リスク・アセット等は、当連結会計年度比1,199億円増加し9兆754億円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の連結自己資本比率 (国際統一基準) は、当連結会計年度末比0.73ポイント増加の19.61%となりました。

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月末)
	金額 (億円)	金額 (億円)
(1) 基本的項目 (Tier 1)		
資本金	10,000	11,032
資本剰余金	11,577	10,604
利益剰余金	△963	463
連結子会社の少数株主持分	96	240
社外流出予定額 (△)	—	—
その他有価証券の評価差損 (△)	△17	—
計 ①	20,692	22,341
(2) 補完的項目 (Tier 2)		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	31
一般貸倒引当金	2,152	639
計	2,152	670
うち自己資本への算入額 ②	1,119	670
(3) 控除項目 ③	4,896	5,212
(4) 自己資本額=①+②-③ ④	16,916	17,799
(5) リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額	87,775	88,820
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 / 8%	1,779	1,933
計 ⑤	89,555	90,754

		当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月末)
		単位 (%)	単位 (%)
連結自己資本比率 (国際統一基準)	$=④ \div ⑤ \times 100$	18.88	19.61
Tier 1 比率	$=① \div ⑤ \times 100$	23.10	24.61

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

(平成20年度(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)設備投資等の概要)

当連結会計年度において、当行における業務の効率化等のための既存店舗等の改修、事務機器の新設・更新等を中心に合計653百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において、主要な設備の売却はありません。

(平成21年度中間期(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)設備投資等の概要)

当中間連結会計期間において、当行における業務の効率化等のための既存店舗等の改修、事務機器の新設・更新等を中心に合計697百万円の設備投資を行いました。

なお、当中間連結会計期間において、主要な設備の売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

(平成21年度中間期末(平成21年9月30日)の主要な設備の状況)

当中間連結会計期間末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成21年9月30日現在

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地	建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)	
				面積(m <sup>2</sup> )						帳簿価額(百万円)
当行	本店	東京都千代田区	事務室等	5,504 (859)	99,500	4,593	194	142	104,429	847
	北海道支店	札幌市中央区		—	—	63	8	—	72	27
	東北支店	仙台市青葉区		—	—	28	6	—	34	30
	新潟支店	新潟市中央区		—	—	7	3	—	11	13
	北陸支店	石川県金沢市		—	—	5	1	—	7	13
	東海支店	名古屋市中区		—	—	8	5	—	13	20
	関西支店	大阪市中央区		—	—	57	23	—	81	44
	中国支店	広島市中区		—	—	18	10	—	29	19
	四国支店	香川県高松市		—	—	5	3	—	8	14
	九州支店	福岡市中央区		—	—	7	7	—	14	23
	南九州支店	鹿児島県鹿児島市		—	—	11	3	—	14	10
	その他の施設	東京都練馬区ほか	事務室・舎宅等	163,343 (3,079)	47,896	9,387	33	—	57,317	22

(注) 1. 土地面積欄の( )内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め366百万円であります。

2. 動産は、事務機械9百万円、その他290百万円であります。

3. 上記にはソフトウェア4,116百万円は含まれておりません。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. その他の施設における従業員は、国内事務所、海外駐在員事務所等に勤務する者です。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

平成21年12月31日現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

#### (1) 新設・改修

会社名	店舗名その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	本店	東京都千代田区	改修・更新等	銀行部門	事務室等	394	77	自己資金	平成21年 4月	平成22年 3月
当行	本店他	東京都千代田区 他	新設・改修	銀行部門	情報システム 機器等	1,374	1,047	自己資金	平成21年 4月	平成22年 3月

(注) 上記設備投資計画の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 売却・除却

平成21年12月31日現在において計画中である重要な設備の売却・除却等は該当ありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,623,880	—	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容になんら限定のない、当行における標準となる株式であります。なお、当行は種類株式発行会社ではありません。また単元株式数は定めておりません。
計	43,623,880	—	—

(注) 旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式（40,000,000株）を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注) 2	(注) 2
平成21年6月26日	—	40,000	—	1,000,000	△97,248 (注) 3	1,060,466 (注) 3
平成21年9月24日 (注) 4	2,064	42,064	103,232	1,103,232	—	1,060,466
平成22年3月23日 (注) 4	1,559	43,623	77,962	1,181,194	—	1,060,466

(注) 1. 平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。

なお、旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。

2. 平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。

なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会（第3回会合）において、当行に承継された資産の価額（平成20年10月1日時点）が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。

3. 会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。

4. 株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております（有償）。  
発行価格（払込金額）は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	—	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	43,623,880	—	—	—	—	—	—	43,623,880	—
所有株式数の割合（%）	100.00	—	—	—	—	—	—	100.00	—

(注) 定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって単元数としております。

(6) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,623	100.00
計	—	43,623	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の個数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 43,623,880	43,623,880	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 43,623,880	—	—
総株主の議決権	—	43,623,880	—

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって議決権の個数としております。

② 【自己株式等】

該当ありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当ありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当ありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当ありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当ありません。

## 3 【配当政策】

当行は、剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当決定機関は、株主総会であります。

当行の定款において「期末配当の基準日は、毎年3月31日とする」旨定められております。

当行の配当政策につきましては、危機対応業務を的確に遂行すると共に、「投融资一体型金融サービス」の提供という当行独自のビジネスモデルを軌道に乗せ、確固たる収益基盤を確立することで、適切に決定してまいります。

なお、実際の配当時期や配当水準につきましては、新D B J法第20条の規定により、財務大臣の認可事項となっております。

(参考) 新D B J法

第二十条 (定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当行株式は金融商品取引所に上場されておりません。又店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当ありません。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当行株式は金融商品取引所に上場されておりません。又店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当ありません。

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	社長 執行役員	室伏 稔	昭和6年9月22日生	昭和31年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成2年6月 同社代表取締役社長 平成8年6月 同社代表取締役会長兼社長 平成10年4月 同社代表取締役会長 平成12年6月 同社取締役会長 平成16年6月 同社相談役 平成19年10月 日本政策投資銀行総裁 平成20年10月 当行代表取締役社長・社長執行役員(現職)	(注)1	—
取締役 副社長 (代表取締役)	副社長 執行役員	藤井 秀人	昭和22年12月13日生	昭和46年4月 大蔵省入省 平成18年7月 財務事務次官 平成19年10月 日本政策投資銀行副総裁 平成20年10月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員(現職)	(注)1	—
取締役 副社長 (代表取締役)	副社長 執行役員	荒木 幹夫	昭和23年3月23日生	昭和46年7月 日本開発銀行入行 平成11年10月 日本政策投資銀行産業・技術部長 平成12年3月 同行総務部長 平成14年6月 同行理事 平成18年10月 同行副総裁 平成20年10月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員(現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	竹内 洋	昭和24年7月14日生	昭和48年4月 大蔵省入省 平成17年8月 財務省関税局長 平成18年8月 日本政策投資銀行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	柳 正憲	昭和25年10月6日生	昭和49年4月 日本開発銀行入行 平成11年10月 日本政策投資銀行秘書役 平成12年6月 同行交通・生活部長 平成14年4月 同行総合企画部長 平成16年6月 同行関西支店長 平成18年10月 同行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	高橋 洋	昭和29年9月3日生	昭和52年4月 日本開発銀行入行 平成13年6月 日本政策投資銀行プロジェクトファイナンス部長 平成15年6月 同行環境・エネルギー部長 平成17年6月 同行人事部長 平成19年6月 同行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	薄井 充裕	昭和28年6月6日生	昭和52年4月 日本開発銀行入行 平成13年6月 日本政策投資銀行政策企画部長 平成15年2月 同行情報通信部長 平成16年6月 同行総合企画部長 平成18年10月 同行関西支店長 平成20年10月 当行常務執行役員 平成21年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	三村 明夫	昭和15年11月2日生	昭和38年4月 富士製鐵株式會社入社 平成12年4月 新日本製鐵株式會社代表取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成17年5月 社団法人日本經濟団体連合會副會長 平成20年4月 新日本製鐵株式會社代表取締役會長(現職) 平成20年10月 当行取締役(現職) 平成20年10月 經濟財政諮問會議議員(現職)	(注)1	—
取締役	—	植田 和男	昭和26年9月20日生	昭和55年7月 プリティッシュコロンビア大学 經濟学部助教授 昭和57年4月 大阪大学經濟学部助教授 平成元年4月 東京大学經濟学部助教授 平成5年3月 同大学經濟学部教授 平成10年4月 日本銀行政策委員會審議委員 平成17年4月 東京大学經濟学部教授(現職) 平成20年10月 当行取締役(現職)	(注)1	—
常勤監査役	—	井上 毅	昭和27年4月4日生	昭和51年4月 日本開發銀行入行 平成12年6月 日本政策投資銀行秘書役 平成14年5月 同行産業・技術部長 平成16年6月 同行東北支店長 平成18年6月 同行監事 平成20年10月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	—
常勤監査役	—	進藤 哲彦	昭和28年4月18日生	昭和52年4月 日本開發銀行入行 平成13年6月 日本政策投資銀行業務調整部長 平成14年4月 同行事業再生部長 平成16年6月 同行総務部長 平成19年6月 同行理事 平成20年10月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	—
常勤監査役	—	齋藤 博	昭和22年4月13日生	昭和45年4月 大藏省入省 平成11年7月 同省東京税関長 平成12年7月 地域振興整備公団理事 平成16年6月 日本証券金融株式會社代表取締役副社長 平成20年10月 当行常勤監査役(現職)	(注)2	—
監査役	—	伊藤 眞	昭和20年2月14日生	昭和46年6月 名古屋大学法学部助教授 昭和58年10月 一橋大学法学部助教授 昭和60年4月 同大学法学部教授 平成5年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 平成19年4月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授(現職) 平成19年4月 長島・大野・常松法律事務所顧問(現職) 平成19年6月 東京大学名誉教授 平成19年7月 弁護士登録(第一東京弁護士會) 平成20年10月 当行監査役(現職)	(注)2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	八田 進二	昭和24年8月3日生	昭和62年4月 富山女子短期大学商経学科助教授 平成2年4月 駿河台大学経済学部助教授 平成6年4月 同大学経済学部教授 平成13年4月 青山学院大学経営学部教授 平成16年2月 金融庁企業会計審議会委員 (現職) 平成17年1月 金融庁企業会計審議会内部統制 部会部会長 (現職) 平成17年4月 青山学院大学大学院会計プロフ ェッション研究科教授 (現職) 平成18年6月 エーザイ株式会社取締役 (現職) 平成20年10月 当行監査役 (現職)	(注)2	—
計						—

(注) 1. 任期は、平成21年6月26日開催の定時株主総会による選任後平成21年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。

2. 任期は、平成20年10月1日から平成23年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役 齋藤 博、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 当行では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務する執行役員を除く）。

常務執行役員 7名 福永 法弘、山本 直人、平田 憲一郎、長尾 尚人、長岡 久人、石森 亮、加納 望

執行役員 5名 三谷 康人、相澤 雅文、小林 健、渡辺 一、前田 正尚

なお、上記のほか、取締役のうち、7名は執行役員を兼務しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ○コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。

#### (企業理念)

「金融力で未来をデザインします

—私たちは創造的金融活動による課題解決でお客様の信頼を築き、豊かな未来を、ともに実現していきます—

#### (固有の特性)

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持して行きます。

##### 1. 志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」、「中立性」、「パブリックマインド」、「信頼性」を核とした基本姿勢

##### 2. 知的資産

当行が培ってきた経験及びノウハウから生まれる産業調査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産

##### 3. ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行いたします。

##### 1. カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する

##### 2. プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す

##### 3. グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける

##### 4. スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く

#### ○コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

##### ①会社の機関の内容

当行においては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しております。

また、経営会議の諮問機関として、アドバイザー・ボードを設置し、当行の経営戦略をはじめ経営全般に対して独立した立場から助言を頂きます。

更に、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議いたします。

##### <取締役会及び取締役>

取締役会は9名で構成されております。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としております。なお、第1期(平成21年3月期、6ヵ月間)におきましては、取締役会を7回開催しております。

社外取締役は以下の2名であります。

三村 明夫(新日本製鐵株式会社代表取締役会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

##### <監査役会及び監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されております。なお、第1期(平成21年3月期、6ヵ月間)におきましては、監査役会を7回開催しております。

会社法の規定に基づき、5名のうち過半数(3名)は社外監査役であります。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役であります。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮の下に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しております。

社外監査役は以下の3名であります。

齋藤 博（元日本証券金融株式会社代表取締役副社長）（社外常勤監査役）

伊藤 眞（早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士）

八田 進二（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

#### <業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しております。なお、第1期（平成21年3月期、6ヵ月間）におきましては、1回開催しております。

#### <経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しております。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定いたします。なお、第1期（平成21年3月期、6ヵ月間）におきましては、25回開催しております。

#### <経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く。）及び審議を行っております。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

##### 1. ALM・リスク管理委員会

当行のポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議

##### 2. 一般リスク管理委員会

法令等遵守、顧客保護等管理、オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理等に関する重要事項の決定及び審議

##### 3. 投融資決定委員会

投融資案件及び投融資管理案件に関する決定及び審議

##### 4. 新業務等審査会

新業務等の取り組みの開始に関する決定及び審議

##### 5. 投融資審議会

投融資案件の事前審議及びモニタリング

##### 6. 海外業務委員会

海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する事項の審議

#### <アドバイザー・ボード>

当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置しております。

アドバイザー・ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

##### 1. 社外有識者（五十音順、敬称略）

小川 是（株式会社横濱銀行頭取、社団法人全国地方銀行協会会長）

橘・フクシマ・咲江（日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長）

張 富士夫（トヨタ自動車株式会社代表取締役会長）

橘本 徹（前ドイツ証券株式会社社長、みずほフィナンシャルグループ名誉顧問）

##### 2. 社外取締役

三村 明夫（新日本製鐵株式会社代表取締役会長）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

<主務大臣の認可事項>

新DJB法により、当行は財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されております。

主な認可事項は以下のとおりです。

代表取締役及び監査役の選任等

取締役の兼職

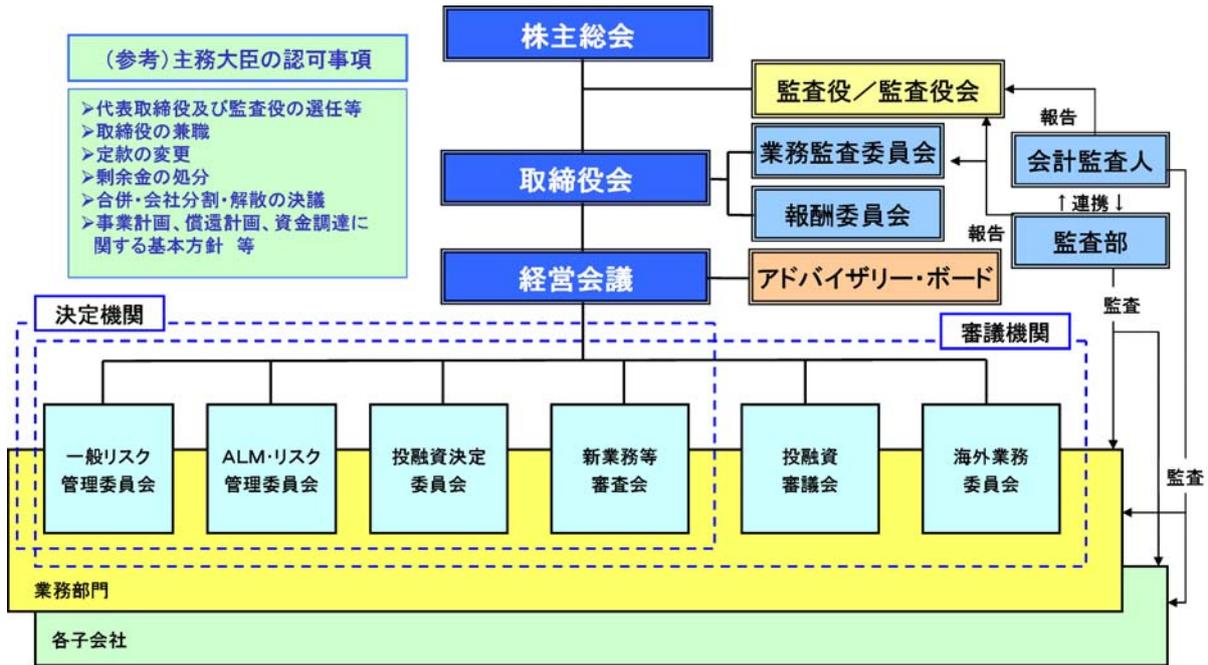
定款の変更

剰余金の処分

合併・会社分割・解散の決議

事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化及び意思決定の迅速化を図るべく、当行においては執行役員制度を導入しております。常務執行役員7名（取締役兼務者を除く。）及び執行役員5名が取締役会において決定された担当職務を執行いたします。

②内部統制システムの整備の状況

当行においては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づき当行の業務の適正を確保するための態勢（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めております。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等を当行の経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っております。

「内部統制基本方針」（全文）

（目的）

第1条 本方針は、会社法（以下「法」という。）第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について定めるものである。

（取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行の経営における最重要課題の1つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 経営の健全性を確保するため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. 統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。リスク管理に係る委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置する。
3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。  
①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナル・リスク
4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
3. 取締役会は、子会社等の中で業務運営に関する報告及び指導等の管理態勢を整備する。
4. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 取締役及び使用人は、当行の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

2. 取締役及び使用人が当行の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。

3. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べるができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的又は監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。

3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的又は監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。

4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。

5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

### ③内部監査及び監査役監査の状況

当行は、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、当行の業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しております。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっております。

なお、平成22年4月2日現在の監査部の人員は19名となっております。

監査役会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っております。

#### ④会計監査の状況

当行は、会計監査人として監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）と監査契約を締結し、会計監査を受けております。第1期（平成21年3月期）において業務を執行した公認会計士（指定社員）は、小野行雄氏（継続監査年数(\*)1年）、梅津知充（同1年）氏及び吉田波也人氏（同1年）です。

(\*) 継続年数は、会社法監査の継続年数を記載しております。金融商品取引法監査の継続監査年数については、小野氏が1年、梅津氏が1年及び吉田氏が1年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です）。

補助者は、公正価値評価専門家、システム専門家、アクチュアリー専門家も含め、計24名となっております。

また、当行では、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めております。

#### ⑤社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日本製鐵株式會社の代表取締役会長ですが、当行との間に特別な利害關係はありません。なお、当行は、新日本製鐵株式會社との通常の營業取引があります。

その他の社外取締役及び社外監査役と、当行との間に特別な利害關係はありません。

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。

#### ⑥社外取締役及び社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、定款において社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

#### ⑦取締役の定数

当行の取締役は、13名以内とする旨を定款で定めております。

#### ⑧取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ⑨取締役及び監査役の責任減免

当行は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

#### ⑩株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

#### ⑪法令等遵守（コンプライアンス）態勢及びリスク管理態勢の整備の状況

法令等遵守及びリスク管理態勢として、具体的に以下のとおり取り組んでおります。

##### <法令等遵守態勢>

法令等遵守が当行の経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針及び法令等の遵守に関する規程を定めております。

当行ではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでおります。

## 1. 法令等の遵守に関する方針

当行では、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

I. 役職員は、当行の社会的使命及び銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為及び不正な業務が当行全体の信用の失墜を招き、新DBJ法に定める当行の目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

II. 役職員は、業務の適法性及び適切性に関して当行が国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

## 2. 法令等遵守態勢

当行では、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案及び法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について審議しています。

また当行では、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

なお、当行では利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

## <リスク管理態勢>

当行では、経営の健全性を確保するため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

当行の統合リスク管理という観点においては、担当取締役の業務職掌のもと、ALM・リスク統括部において、当行全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っております。

### 1. リスク管理態勢

当行では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っております。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、ALM・リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。ALM・リスク管理委員会は、取締役会の定めた総合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議及び定期的にモニタリング等を行っております。

### 2. 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

#### [個別案件の与信管理]

当行は、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。また当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢としております。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

#### I. 債務者格付制度

当行の債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

## II. 資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、又は価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

### [ポートフォリオ管理]

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（EL：Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた非期待損失（UL：Unexpected Loss）によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御及びリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

## 3. 市場リスク・流動性リスク管理

### [市場リスク]

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、当行では主に金利リスクと為替リスクとに大別されます。

#### I. 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

当行は、融資（バンキング）業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、当行はトレーディング（特定取引）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

#### II. 為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションとなっていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。当行の為替リスクは外貨建投融资及び外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップ等を利用することにより適宜リスクヘッジを行っています。

なお、スワップにともなうカウンターパーティリスク（スワップ取引相手相手が義務を履行できなくなるリスク）については、スワップ取引相手相手の信用力を常時把握するとともに、カウンターパーティ毎に限度枠を設けて管理を行っています。

### [流動性リスク]

流動性リスクとは、運用と調達の間でのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

当行における資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの逼迫度合いに応じて適切な対応策（コンティンジェンシー・プラン）を予め定めています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

当行では、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

#### 4. オペレーショナル・リスク管理

当行では、内部プロセス・人・システムが不適切若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。当行においては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下のとおりです。

##### [事務リスク管理]

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

##### [システムリスク管理]

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動などシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。当行においては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用及び利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

#### ⑫役員報酬の内容

##### 1. 当行における役員報酬の内容等

第1期（平成21年3月期、6ヵ月間）における当行役員に対する報酬実績は、以下のとおりであります。  
（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等
取締役	9	82（うち社外取締役7）
監査役	5	30
計	14	112

（注）1. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与（取締役19百万円（うち社外取締役一百万円）、監査役6百万円）が含まれております。

2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額（取締役5百万円（うち社外取締役一百万円）、監査役1百万円）が含まれております。

##### 2. 当行における役員報酬の決定方針

当行の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり決定しております。

###### I. 取締役

取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当行の業績、職員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。

###### II. 監査役

監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

なお、当行では、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、当行に相応しい役員報酬制度のあり方等について検討を行っております。

(2) 【監査報酬の内容等】

当行並びに当行連結子会社の監査法人への平成20年度（平成21年3月期、6ヵ月間）に係る報酬等は以下の通りです。

なお、12ヵ月の年度契約の場合には契約額の2分の1を計上しております。

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当行並びに当行連結子会社の監査公認会計士等である監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）宛報酬は以下の通りです。

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
提出会社	62,720,000	4,400,000
連結子会社	7,450,625	—
計	70,170,625	4,400,000

（注）監査証明業務とは、公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。当行と監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

②【その他重要な報酬の内容】

記載すべき重要なものはありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

システム再構築の外部評価を委託しております。

④【監査報酬の決定方針】

該当ありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
3. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
4. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
5. 当行は、株式会社日本政策投資銀行法附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く）を平成20年10月1日に現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、同行の一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く）を承継しております。当行の当連結会計年度及び当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月となっております。
6. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツの監査証明を受けております。  
なお、当連結会計年度及び当事業年度に係る監査報告書は、平成21年6月29日提出の有価証券報告書に添付されたものとなっております。
7. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。  
なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。  
また、当中間連結会計期間及び当中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成21年12月24日に提出した半期報告書に添付されたものとなっております。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当連結会計年度  
 (平成21年3月31日)

資産の部	
現金預け金	67,521
コールローン及び買入手形	145,000
買現先勘定	※2 375,966
金銭の信託	24,873
有価証券	※1, ※7, ※10 1,246,587
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 12,008,856
その他資産	※7 88,075
有形固定資産	※9 162,375
建物	14,487
土地	147,396
リース資産	160
建設仮勘定	27
その他の有形固定資産	303
無形固定資産	4,576
ソフトウェア	4,273
リース資産	128
その他の無形固定資産	174
繰延税金資産	27,930
支払承諾見返	157,276
貸倒引当金	△276,689
投資損失引当金	△4,294
資産の部合計	14,028,056
負債の部	
債券	※7 3,431,597
借入金	8,067,892
社債	81,423
その他負債	169,043
賞与引当金	2,224
役員賞与引当金	20
退職給付引当金	32,050
役員退職慰労引当金	11
繰延税金負債	58
支払承諾	157,276
負債の部合計	11,941,600

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(平成21年3月31日)

純資産の部	
資本金	1,000,000
資本剰余金	1,157,715
利益剰余金	△96,363
株主資本合計	2,061,351
その他有価証券評価差額金	△1,667
繰延ヘッジ損益	17,182
為替換算調整勘定	3
評価・換算差額等合計	15,518
少数株主持分	9,586
純資産の部合計	2,086,456
負債及び純資産の部合計	14,028,056

## 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間末  
(平成21年9月30日)

資産の部	
現金預け金	90,210
コールローン及び買入手形	20,000
買現先勘定	※2 177,905
金銭の信託	28,304
有価証券	※1, ※7, ※10 1,389,380
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 13,100,531
その他資産	※7 91,555
有形固定資産	※9 162,240
無形固定資産	4,519
繰延税金資産	29,870
支払承諾見返	162,881
貸倒引当金	△260,734
投資損失引当金	△4,094
資産の部合計	14,992,573
負債の部	
債券	※7 3,431,692
コールマネー及び売渡手形	20,000
借入金	8,743,919
社債	188,739
その他負債	158,104
賞与引当金	2,271
役員賞与引当金	25
退職給付引当金	32,264
役員退職慰労引当金	23
繰延税金負債	263
支払承諾	162,881
負債の部合計	12,740,185
純資産の部	
資本金	1,103,232
資本剰余金	1,060,466
利益剰余金	46,367
株主資本合計	2,210,065
その他有価証券評価差額金	6,269
繰延ヘッジ損益	11,860
為替換算調整勘定	△1
評価・換算差額等合計	18,128
少数株主持分	24,193
純資産の部合計	2,252,387
負債及び純資産の部合計	14,992,573

## ②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	151,206
資金運用収益	135,793
貸出金利息	130,490
有価証券利息配当金	4,771
コールローン利息及び買入手形利息	14
買現先利息	387
預け金利息	129
役務取引等収益	4,646
その他業務収益	719
その他経常収益	※1 10,047
経常費用	272,900
資金調達費用	84,118
債券利息	25,991
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
借入金利息	56,029
社債利息	216
その他の支払利息	1,880
役務取引等費用	142
その他業務費用	11,090
営業経費	17,803
その他経常費用	159,745
貸倒引当金繰入額	125,431
その他の経常費用	※2 34,314
経常損失(△)	△121,693
特別利益	3,625
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,316
その他の特別利益	308
特別損失	52
固定資産処分損	9
減損損失	43
税金等調整前当期純損失(△)	△118,120
法人税、住民税及び事業税	20,021
法人税等調整額	△6,492
法人税等合計	13,529
少数株主損失(△)	△3,308
当期純損失(△)	△128,342

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
経常収益	181,818
資金運用収益	149,502
(うち貸出金利息)	137,162
役務取引等収益	6,063
その他業務収益	※1 21,777
その他経常収益	4,474
経常費用	126,646
資金調達費用	89,760
(うち債券利息)	27,874
(うち借入金利息)	60,883
役務取引等費用	201
その他業務費用	8,623
営業経費	16,402
その他経常費用	11,658
経常利益又は経常損失(△)	55,171
特別利益	※4 14,886
特別損失	13
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	70,044
法人税、住民税及び事業税	24,816
法人税等調整額	32
法人税等合計	24,848
少数株主損失(△)	△286
中間純利益又は中間純損失(△)	45,482

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当期末残高	1,000,000
資本剰余金	
当期首残高	1,157,715
当期末残高	1,157,715
利益剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△128,342
当期変動額合計	△96,363
当期末残高	△96,363
株主資本合計	
当期首残高	2,157,715
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△128,342
当期変動額合計	△96,363
当期末残高	2,061,351
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,667
当期変動額合計	△1,667
当期末残高	△1,667
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,182
当期変動額合計	17,182
当期末残高	17,182
為替換算調整勘定	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3
当期変動額合計	3
当期末残高	3

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等合計	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,518
当期変動額合計	15,518
当期末残高	15,518
少数株主持分	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,586
当期変動額合計	9,586
当期末残高	9,586
純資産合計	
当期首残高	2,157,715
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失（△）	△128,342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,104
当期変動額合計	△71,259
当期末残高	2,086,456

## 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	
新株の発行	103,232
当中間期変動額合計	103,232
当中間期末残高	1,103,232
資本剰余金	
前期末残高	1,157,715
当中間期変動額	
資本剰余金から利益剰余金への振替	△97,248
当中間期変動額合計	△97,248
当中間期末残高	1,060,466
利益剰余金	
前期末残高	△96,363
当中間期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	—
資本剰余金から利益剰余金への振替	97,248
中間純利益又は中間純損失(△)	45,482
当中間期変動額合計	142,730
当中間期末残高	46,367
株主資本合計	
前期末残高	2,061,351
当中間期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	—
新株の発行	103,232
中間純利益又は中間純損失(△)	45,482
当中間期変動額合計	148,714
当中間期末残高	2,210,065
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△1,667
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,937
当中間期変動額合計	7,937
当中間期末残高	6,269

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	17,182
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,321
当中間期変動額合計	△5,321
当中間期末残高	11,860
為替換算調整勘定	
前期末残高	3
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5
当中間期変動額合計	△5
当中間期末残高	△1
評価・換算差額等合計	
前期末残高	15,518
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,610
当中間期変動額合計	2,610
当中間期末残高	18,128
少数株主持分	
前期末残高	9,586
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	14,606
当中間期変動額合計	14,606
当中間期末残高	24,193
純資産合計	
前期末残高	2,086,456
当中間期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	—
新株の発行	103,232
中間純利益又は中間純損失（△）	45,482
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	17,217
当中間期変動額合計	165,931
当中間期末残高	2,252,387

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失 (△)	△118,120
減価償却費	598
のれん償却額	2,273
減損損失	43
持分法による投資損益 (△は益)	△988
貸倒引当金の増減 (△)	120,060
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,632
賞与引当金の増減額 (△は減少)	210
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	20
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	89
資金運用収益	△135,793
資金調達費用	84,118
有価証券関係損益 (△)	24,651
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	1,388
為替差損益 (△は益)	△321
固定資産処分損益 (△は益)	8
貸出金の純増 (△) 減	△747,836
債券の純増減 (△)	56,748
借入金の純増減 (△)	1,459,394
普通社債発行及び償還による増減 (△)	81,423
預け金の純増 (△) 減	165,469
コールローン等の純増 (△) 減	△145,000
買現先勘定の純増 (△) 減	△218,968
資金運用による収入	136,689
資金調達による支出	△85,080
その他	3,055
小計	682,500
法人税等の支払額	△562
営業活動によるキャッシュ・フロー	681,938
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,037,782
有価証券の売却による収入	7,631
有価証券の償還による収入	327,769
金銭の信託の増加による支出	△2,350
金銭の信託の減少による収入	41,175
有形固定資産の取得による支出	△144
有形固定資産の売却による収入	13
無形固定資産の取得による支出	△591
投資活動によるキャッシュ・フロー	△664,277

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主からの払込による収入		750
少数株主への配当金の支払額		△54
財務活動によるキャッシュ・フロー		696
現金及び現金同等物に係る換算差額		326
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		18,683
現金及び現金同等物の期首残高		30,080
現金及び現金同等物の期末残高	※1	48,763

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間  
 (自 平成21年4月1日  
 至 平成21年9月30日)

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	70,044
減価償却費	919
のれん償却額	—
負ののれん償却額	△0
減損損失	—
持分法による投資損益(△は益)	27
貸倒引当金の増減(△)	△15,955
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△199
賞与引当金の増減額(△は減少)	46
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	4
退職給付引当金の増減額(△は減少)	213
資金運用収益	△149,502
資金調達費用	89,760
有価証券関係損益(△)	7,720
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△822
為替差損益(△は益)	8,468
固定資産処分損益(△は益)	5
貸出金の純増(△)減	△1,091,675
債券の純増減(△)	95
借入金の純増減(△)	676,026
普通社債発行及び償還による増減(△)	107,316
預け金の純増(△)減	68
コールローン等の純増(△)減	125,000
買現先勘定の純増(△)減	198,060
コールマネー等の純増減(△)	20,000
資金運用による収入	135,415
資金調達による支出	△88,722
その他	△25,228
小計	67,086
法人税等の支払額	△20,546
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,539

(単位：百万円)

当中間連結会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,220,271
有価証券の売却による収入	13,405
有価証券の償還による収入	1,067,150
金銭の信託の増加による支出	△1,800
金銭の信託の減少による収入	867
有形固定資産の取得による支出	△297
有形固定資産の売却による収入	23
無形固定資産の取得による支出	△411
子会社株式の取得による支出	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△141,344
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	103,232
少数株主からの払込みによる収入	15,012
少数株主への配当金の支払額	△237
財務活動によるキャッシュ・フロー	118,007
現金及び現金同等物に係る換算差額	△453
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,749
現金及び現金同等物の期首残高	48,763
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	7
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 71,521

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社9社</p> <p>DBJ事業投資(株)                      (有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ                      UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合                      DBJクレジット・ライン(株)                      新規事業投資(株)                      新規事業投資1号投資事業有限責任組合                      DBJ Singapore Limited                      (株)日本経済研究所                      あすかDBJ投資事業有限責任組合                      なお、DBJ Singapore Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。他の8社は、平成20年10月1日の当行株式会社化と同時に取得したものとみなして連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社18社</p> <p>主要な会社名</p> <p>UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合                      UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合                      (連結の範囲から除いた理由)                      非連結の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>(有)ADSグローバルパートナーズ、(株)サンサー・インターナショナル・テクノロジー、(株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス                      (子会社としなかった理由)                      投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社            該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社13社            イノベーション・カーブアウトファン            ンドー号投資事業有限責任組合            ㈱幕張メッセ            みなとみらい二十一熱供給㈱            ㈱北海道熱供給公社            ㈱苫東            ㈱札幌副都心開発公社            苫小牧港開発㈱            苫小牧埠頭㈱            東北水力地熱㈱            日本海エル・エヌ・ジー㈱            地上の星投資事業有限責任組合            北海道国際航空㈱            メザニン・ソリューション1号投資            事業有限責任組合            上記13社は、平成20年10月1日の当            行株式会社化と同時に影響力が生じた            ものとみなして持分法の対象としてお            ります。なお、当連結会計年度期首よ            りイーバンク銀行㈱を持分法の対象に            含めておりましたが、影響力の低下に            より、当連結会計年度末に持分法の対            象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社18社            主要な会社名            UDSコーポレート・メザニン2号            投資事業有限責任組合            UDSコーポレート・メザニン3号            投資事業有限責任組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社95社            主要な会社名            都市再生プライベートファンド投資            事業有限責任組合            合同会社ニュー・パースペクティ            ブ・ワン            持分法非適用の非連結子会社及び関            連会社は、当期純損益（持分に見合う            額）、利益剰余金（持分に見合う額）            及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う            額）等からみて、持分法の対象から除            いても連結財務諸表に重要な影響を与            えないため、持分法の対象から除いて            おります。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以            上、100分の50以下を自己の計算にお            いて所有しているにもかかわらず当該</p>

	<p>当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>他の会社を関連会社としなかった当該 他の会社等の名称 (株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパ ン、鳴海製陶(株)、(株)伸和精工、(株)メ ディクルード、(株)グリーンパワー・ インベストメント、(株)アドバンジェ ン、(株)VaxivaBiosciences、旭ファ イバーグラス(株)、Takumi Technology Corporation (関連会社としなかった理由) 投資育成目的のため出資したもので あり、営業、人事、資金その他の取引 を通じて出資先を傘下にいれる目的と するものではないためであります。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結財務諸表の作成にあたっては、連 結子会社の財務諸表を使用しておりま す。 連結子会社の決算日は次のとおりであ ります。 12月末日 4社 3月末日 5社 なお、連結決算日と上記決算日との間 に生じた重要な取引については、必要な 調整を行っております。 また、DBJ Singapore Limitedを除く 連結子会社8社は、平成20年10月1日付 で当行の子会社となったことから、損益 計算書については、決算日が12月末日の 子会社は同年7月1日以降の分を、決算 日が3月末日の子会社は同年10月1日以 降の分を、それぞれ連結しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法による 償却原価法(定額法)、持分法非適 用の非連結子会社株式及び持分法非 適用の関連会社株式については移動 平均法による原価法、その他有価証 券のうち時価のあるものについては 連結決算日の市場価格等に基づく時 価法(売却原価は主として移動平均 法により算定)、時価のないもの については移動平均法による原価法又 は償却原価法により行っております。 また、持分法非適用の投資事業 組合等への出資金については組合等 の事業年度に係る財務諸表等に基づ いて、組合等の損益のうち持分相当</p>

	<p>当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>額を純額で計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。</p>
	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：4年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p>
	<p>(4) 繰延資産の処理方法 債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,303百万円であります。</p> <p>連結子会社の一般債権に係る貸倒引当金は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損</p>

	<p>当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務差異：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3</p>

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>月31日以前のものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>③ ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(14) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度  
(平成21年3月31日)

- ※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式14,391百万円及び出資金38,817百万円を含んでおります。
- ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは375,966百万円であります。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,967百万円、延滞債権額は116,843百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円あります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56,795百万円あります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は192,629百万円あります。
- なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

当連結会計年度  
(平成21年3月31日)

※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金228,799百万円及び有価証券633,024百万円を差し入れております。

出資先の借入金の担保として、有価証券2,291百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は44百万円であります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,314,596百万円の一般担保に供しております。

※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、266,886百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,128百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額 432百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

- ※1. その他経常収益には、株式等売却益3,525百万円を含んでおります。
- ※2. その他の経常費用には、株式等償却14,558百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 当連結会計年度(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式	40,000	—	—	40,000	
普通株式	40,000	—	—	40,000	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

該当ありません。

4. その他

当行は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日、日本政策投資銀行(以下「旧政投銀」という。)が、同法附則第15条の規定により国が承継する資産を除く財産の全部を出資することにより設立されました。旧政投銀から当行へ承継された資産及び負債(同法附則第16条の規定により評価委員が評価した価額)の概要は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産	12,414,193	負債	10,256,477
		純資産	2,157,715
資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に  
掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

平成21年3月31日現在

現金預け金勘定 67,521

定期性預け金等 △18,757

現金及び現金同等物 48,763

(リース取引関係)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産 514百万円

無形固定資産 254百万円

合計 768百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産 94百万円

無形固定資産 37百万円

合計 131百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産 5百万円

無形固定資産 1百万円

合計 5百万円

年度末残高相当額

有形固定資産 414百万円

無形固定資産 216百万円

合計 631百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内 238百万円

1年超 406百万円

合計 645百万円

・リース資産減損勘定年度末残高

5百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 146百万円

リース資産減損勘定取崩額 1百万円

減価償却費相当額 141百万円

支払利息相当額 6百万円

減損損失 5百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	173百万円
1年超	109百万円
合計	283百万円

(有価証券関係)

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。  
 ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当がありません。

I 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成21年3月31日現在)  
 該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	54,059	51,095	△2,963	197	3,161
その他	98,230	97,857	△372	—	372
合計	152,289	148,953	△3,336	197	3,533

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	28,159	24,628	△3,530	139	3,669
債券	713,681	714,410	728	774	46
国債	250,670	251,413	743	772	29
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	461,514	461,514	—	—	—
社債	1,496	1,482	△14	2	16
その他	5,407	4,492	△914	—	914
合計	747,247	743,531	△3,716	914	4,630

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。当連結会計年度における減損処理額は、15,066百万円 (うち、株式14,558百万円、その他の証券507百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	6,170	3,415	327

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場社債	54,424
その他有価証券	
非上場株式	127,478
非上場社債	4,464
非上場外国証券	46,721
譲渡性預け金	10,158
その他	64,468

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	650,550	151,843	21,965	1,000
国債	174,956	76,457	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	461,514	—	—	—
社債	14,079	75,386	21,965	1,000
その他	10,000	7	98,245	—
合計	660,550	151,850	120,211	1,000

(金銭の信託関係)

I 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	12	△1

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万 円)	うち損 (百万 円)
その他の金銭の信託	28,074	24,860	△3,213	5	3,219

(注) 1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金 (平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△3,248
その他有価証券	△3,254
その他の金銭の信託	5
(+) 繰延税金資産	1,631
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△1,617
(△) 少数株主持分相当額	46
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価 差額金のうち親会社持分相当額	△3
その他有価証券評価差額金	△1,667

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建金銭債権及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的にALMリスク管理委員会に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	191,015	191,015	6,584	6,584
	受取変動・支払固定	189,090	189,090	△2,169	△2,169
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	4,415	4,415

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成21年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	112,742	97,497	△3,877	△3,877
	為替予約				
	売建	43,118	—	△503	△503
	買建	6,555	—	86	86
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△4,295	△4,295

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

## (4) 債券関連取引（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

## (5) 商品関連取引（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引 (平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	861,210	446,610	△17,874	△17,874
	買建	451,100	56,000	680	680
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△17,193	△17,193

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。  
また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	
退職給付債務 (A)	△45,541	
年金資産 (B)	11,448	
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△34,092	
未認識数理計算上の差異 (D)	1,991	
未認識過去勤務債務 (E)	50	
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△32,050	
前払年金費用 (G)	—	
退職給付引当金 (F) - (G)	△32,050	

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	
勤務費用	698	
利息費用	450	
期待運用収益	△32	
過去勤務債務の費用処理額	0	
数理計算上の差異の費用処理額	—	
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	—	
退職給付費用	1,116	

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年（その発生時の従業員の平均 残存勤務期間内の一定の年数によ る定額法による）
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（各連結会計年度の発生時の 従業員の平均残存勤務期間内の一 定の年数による定額法により按分 した額を、それぞれ発生翌連結 会計年度から費用処理することと している）

## (税効果会計関係)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の  
内訳

## 繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	128,030 百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	21,317
退職給付引当金	13,041
投資損失引当金	3,715
税務上の繰越欠損金	3,227
その他有価証券評価差額金	1,690
その他	5,500

繰延税金資産小計 176,521

評価性引当額 △136,373

繰延税金資産合計 40,148

## 繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△12,246
その他	△30

繰延税金負債合計 △12,276

繰延税金資産（負債）の純額 27,872 百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 40.69 %

(調整)

評価性引当額の増減 △50.66

のれん償却額 △0.78

持分法による投資損益 0.34

その他 △1.04

税効果会計適用後の法人税等の負担率 △11.45 %

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

連結会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	資金の借入	247,700	借入金(注1)	6,037,140
							借入金の返済	601,214		
							利息の支払	54,550	未払費用	22,429
							債務被保証(注2)	2,072,206	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 財務省からの借入金の利率は0.00%~4.75%、最終償還日は平成41年3月20日であります。

2. 債務被保証は提出会社の債券に対して行われているものであります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連子会社との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当がありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当がありません。

(1株当たり情報)

		当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	51,921.75
1株当たり当期純損失金額	円	3,208.55

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,086,456
資産の部の合計額から控除する金額	百万円	9,586
(うち少数株主持分)	百万円	9,586
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,076,870
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	40,000

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
当期純損失	百万円	128,342
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純損失	百万円	128,342
普通株式の期中平均株式数	千株	40,000

(重要な後発事象)

該当ありません。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社11社                      DBJ事業投資(株)                      (有)DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ                      UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合                      UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合                      DBJクレジット・ライン(株)                      新規事業投資(株)                      新規事業投資1号投資事業有限責任組合                      DBJ Singapore Limited                      (株)日本経済研究所                      あすかDBJ投資事業有限責任組合                      DBJ Europe Limited                      なお、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合は重要性が増加したことにより、DBJ Europe Limitedは設立により、当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社17社                      主要な会社名                      UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合</p> <p>(連結の範囲から除いた理由)                      非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称                      (有)ADSグローバルパートナーズ、(株)ダイフレックスHD、(株)ハイドロデバイス</p> <p>(子会社としなかった理由)                      投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社14社 イノベーション・カーブアウトファンド 一号投資事業有限責任組合 ㈱幕張メッセ みなとみらい二十一熱供給㈱ ㈱北海道熱供給公社 ㈱苫東 ㈱札幌副都心開発公社 苫小牧港開発㈱ 苫小牧埠頭㈱ 東北水力地熱㈱ 日本海エル・エヌ・ジー㈱ 地上の星投資事業有限責任組合 北海道国際航空㈱ メザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合 都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合 なお、都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合は、重要性が増したことにより、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社17社 主要な会社名 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社91社 主要な会社名 合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称  (株)サンセー・インターナショナル・テクノロジー、(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、鳴海製陶(株)、(株)伸和精工、(株)メディクルード、(株)グリーンパワー・インベストメント、(株)アドバンジェン、(株)Vaxiva Biosciences、旭ファイバーグラス(株)、Takumi Technology Corp.、日本省力機械(株)、PRISM BioLab(株)  (関連会社としなかった理由)  投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 6社 9月末日 5社</p> <p>なお、中間連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法  (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 その他：4年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は53,854百万円であります。</p> <p>連結子会社の一般債権に係る貸倒引当金は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。</p>
	<p>(5) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）を適用しており</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>ます。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについては、振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金</p> <p>b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎又は一定のグループ毎に行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
<p>5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末  
(平成21年9月30日)

- ※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式14,527百万円及び出資金39,659百万円を含んでおります。
- ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは177,905百万円であります。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,924百万円、延滞債権額は403,775百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,337百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は460,060百万円であります。
- なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

当中間連結会計期間末  
(平成21年9月30日)

※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金463,867百万円及び有価証券724,556百万円を差し入れております。

出資先の借入金の担保として、有価証券2,291百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は20百万円であります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,264,596百万円の一般担保に供しております。

※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、286,961百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,301百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額 845百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

※1. その他業務収益には、金融派生商品収益21,732百万円を含んでおります。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※4. 特別利益には、貸倒引当金戻入益13,909百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	40,000	2,064	—	42,064	(注)

(注)平成21年9月24日、財務大臣を割当先とする増資を実施いたしました。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借  
対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

平成21年9月30日現在

現金預け金勘定 90,210

定期性預け金等 △18,688

現金及び現金同等物 71,521

(リース取引関係)

当中間連結会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産	490百万円
無形固定資産	252百万円
合計	742百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産	157百万円
無形固定資産	73百万円
合計	230百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産	5百万円
無形固定資産	－百万円
合計	5百万円

中間連結会計期間末残高相当額

有形固定資産	327百万円
無形固定資産	179百万円
合計	506百万円

- ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年内	217百万円
1年超	302百万円
合計	519百万円

- ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高

4百万円

- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	130百万円
リース資産減損勘定の取崩額	0百万円
減価償却費相当額	124百万円
支払利息相当額	5百万円
減損損失	－百万円

当中間連結会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	164百万円
1年超	82百万円
合計	247百万円

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。  
※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当がありません。

I 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	25,528	25,548	19
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	55,988	54,022	△1,965
その他	90,210	98,447	8,237
合計	171,726	178,018	6,291

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	14,969	17,558	2,588
債券	776,066	777,434	1,367
国債	695,385	696,320	934
地方債	—	—	—
短期社債	37,984	37,984	—
社債	42,696	43,130	433
その他	5,339	6,944	1,604
合計	796,376	801,937	5,560

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、1,516百万円(うち、株式1,496百万円、その他の証券19百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場社債	63,941
その他有価証券	
非上場株式	185,070
非上場社債	4,504
非上場外国証券	46,784
譲渡性預け金	15,000
その他	61,229

(金銭の信託関係)

I 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	26,625	28,293	1,668

(注) 当中間連結会計期間末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(その他有価証券評価差額金)

I 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	6,745
その他有価証券	5,077
その他の金銭の信託	1,668
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△345
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	6,400
(△) 少数株主持分相当額	127
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△4
その他有価証券評価差額金	6,269

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,118,963	4,529	4,529
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	4,529	4,529

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成21年9月30日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	107,327	5,531	5,531
	為替予約	41,307	830	830
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	6,361	6,361

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション	506,075	△6,487	△6,487
	その他	—	—	—
	合計	————	△6,487	△6,487

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

連結会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【国際業務経常収益】**

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	円	52,970.71
1株当たり中間純利益金額	円	1,134.81

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (平成21年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	2,252,387
資産の部の合計額から控除する金額	百万円	24,193
うち少数株主持分	百万円	24,193
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	2,228,194
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	42,064

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間純利益	百万円	45,482
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	45,482
普通株式の期中平均株式数	千株	40,078

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤【連結附属明細表】

【債券・社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	1回～23回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日 ～ 平成20年8月20日	882,095	882,176	0.8～2.2	あり (注) 7	平成22年8月25日 ～ 平成35年6月19日	(注) 1
	1回～4回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日 ～ 平成21年2月23日	—	119,672	1.4～2.1	なし	平成30年11月19日 ～ 平成36年2月23日	
	67次 政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,081	25,079	1.81	あり (注) 7	平成40年9月4日	(注) 2
	1次～14次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日 ～ 平成19年11月26日	1,035,742 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1,035,868 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1.05～6.875	あり (注) 7	平成22年6月21日 ～ 平成39年11月26日	(注) 1
	209回～211回 政府引受債	平成10年10月26日 ～ 平成10年12月21日	13,169 [13,169]	—	1.1～1.2	あり (注) 7	平成20年10月24日 ～ 平成20年12月19日	(注) 3
	5,7,9回～14 回, 16回～52回 財投機関債 (国内債)	平成14年10月24日 ～ 平成20年8月15日	1,364,662 [99,995]	1,314,695 [109,994]	0.57～2.74	あり (注) 7	平成21年9月18日 ～ 平成59年3月20日	(注) 4
	1次 財投機関債 (外国債)	平成19年6月20日	49,945	49,952	1.65	あり (注) 7	平成24年6月20日	(注) 4
	1回～2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	4,153 (20,000千\$)	4,153 (20,000千\$)	2.032～3.142	あり (注) 7	平成22年9月17日 ～ 平成35年9月19日	(注) 4 (注) 5
	1回～2回 普通社債 (国内債)	平成20年12月18日	—	57,000	1.116～1.367	なし	平成23年12月20日 ～ 平成25年12月20日	
	1回～12回 普通社債 (ユーロMTN)	平成20年12月2日 ～ 平成21年3月26日	—	24,423 (100,000千\$) [7,100]	0.68～2.3125	なし	平成22年3月3日 ～ 平成26年3月25日	(注) 6
合計	—	—	3,374,848	3,513,020	—	—	—	

- (注) 1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。  
 2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。  
 3. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府引受債であります。  
 4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。  
 5. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建財投機関債であります。  
 6. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建無担保社債であります。  
 7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。  
 8. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。  
 9. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。  
 10. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	117,094	403,562	522,334	394,837	233,793

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率(%)	返済期限
借入金	6,601,478	8,067,892	1.46	—
借入金	6,601,478	8,067,892	1.46	平成21年4月～平成41年3月
1年以内に返済予定のリース債務	80	90	1.66	
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	173	196	1.66	平成22年4月～平成25年8月

（注）1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	1,587,053	855,142	952,316	945,447	797,137
リース債務（百万円）	90	89	61	40	6

（2）【その他】

該当ありません。

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部	
現金預け金	58,386
現金	2
預け金	58,384
コールローン	145,000
買現先勘定	※2 375,966
金銭の信託	23,981
有価証券	※1, ※7, ※10 1,226,683
国債	251,413
短期社債	461,514
社債	112,431
株式	149,052
その他の証券	252,272
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 12,026,675
証書貸付	12,026,675
その他資産	88,436
前払費用	8,277
未収収益	40,634
金融派生商品	39,052
その他の資産	※7 471
有形固定資産	※9 162,367
建物	14,485
土地	147,396
リース資産	158
建設仮勘定	27
その他の有形固定資産	300
無形固定資産	4,573
ソフトウェア	4,271
リース資産	128
その他の無形固定資産	173
繰延税金資産	27,915
支払承諾見返	160,276
貸倒引当金	△273,813
投資損失引当金	△9,015
資産の部合計	14,017,435

(単位：百万円)

当事業年度  
(平成21年3月31日)

負債の部	
債券	※7 3,431,597
借入金	8,064,872
借入金	8,064,872
社債	81,423
その他負債	169,143
未払法人税等	20,091
未払費用	33,823
前受収益	1,199
金融派生商品	112,633
リース債務	284
その他の負債	1,111
賞与引当金	2,217
役員賞与引当金	20
退職給付引当金	32,023
役員退職慰労引当金	11
支払承諾	160,276
負債の部合計	11,941,586
純資産の部	
資本金	1,000,000
資本剰余金	1,157,715
資本準備金	1,157,715
利益剰余金	△97,248
その他利益剰余金	△97,248
繰越利益剰余金	△97,248
株主資本合計	2,060,466
その他有価証券評価差額金	△2,425
繰延ヘッジ損益	17,808
評価・換算差額等合計	15,382
純資産の部合計	2,075,849
負債及び純資産の部合計	14,017,435

## 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
資産の部	
現金預け金	80,418
コールローン	20,000
買現先勘定	※2 177,905
金銭の信託	25,664
有価証券	※1, ※7, ※10 1,354,241
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 13,118,402
その他資産	※7 91,213
有形固定資産	※9 162,220
無形固定資産	4,502
繰延税金資産	29,835
支払承諾見返	165,881
貸倒引当金	△257,957
投資損失引当金	△6,779
資産の部合計	14,965,549
負債の部	
債券	※7 3,431,692
コールマネー	20,000
借入金	8,740,899
社債	188,739
その他負債	157,847
未払法人税等	23,859
リース債務	215
その他の負債	133,772
賞与引当金	2,217
役員賞与引当金	25
退職給付引当金	32,151
役員退職慰労引当金	23
支払承諾	165,881
負債の部合計	12,739,479
純資産の部	
資本金	1,103,232
資本剰余金	1,060,466
資本準備金	1,060,466
利益剰余金	46,903
その他利益剰余金	46,903
繰越利益剰余金	46,903
株主資本合計	2,210,601
その他有価証券評価差額金	3,107
繰延ヘッジ損益	12,360
評価・換算差額等合計	15,468
純資産の部合計	2,226,069
負債及び純資産の部合計	14,965,549

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	148,548
資金運用収益	135,733
貸出金利息	131,160
有価証券利息配当金	4,064
コールローン利息	14
買現先利息	387
預け金利息	106
役務取引等収益	4,626
その他の役務収益	4,626
その他業務収益	632
外国為替売買益	632
その他経常収益	7,556
株式等売却益	3,236
金銭の信託運用益	866
その他の経常収益	※1 3,453
経常費用	267,527
資金調達費用	83,995
債券利息	25,991
コールマネー利息	0
借入金利息	55,906
社債利息	216
金利スワップ支払利息	1,880
その他の支払利息	0
役務取引等費用	140
その他の役務費用	140
その他業務費用	10,730
国債等債券償還損	0
国債等債券償却	147
債券発行費償却	368
社債発行費償却	147
金融派生商品費用	10,065
その他の業務費用	0
営業経費	15,225
その他経常費用	157,436
貸倒引当金繰入額	122,603
投資損失引当金繰入額	4,277
貸出金償却	2,583
株式等償却	10,959
金銭の信託運用損	3
その他の経常費用	※2 17,008

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
経常損失 (△)	△118,979
特別利益	3,317
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,316
特別損失	39
固定資産処分損	8
減損損失	30
税引前当期純損失 (△)	△115,701
法人税、住民税及び事業税	20,016
法人税等調整額	△6,490
法人税等合計	13,525
当期純損失 (△)	△129,227

## 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
経常収益	181,396
資金運用収益	149,345
(うち貸出金利息)	137,503
役務取引等収益	6,095
その他業務収益	※1 21,777
その他経常収益	※2 4,177
経常費用	126,358
資金調達費用	89,659
(うち債券利息)	27,874
(うち借入金利息)	60,782
役務取引等費用	200
その他業務費用	8,623
営業経費	※3 15,885
その他経常費用	※4 11,989
経常利益又は経常損失(△)	55,038
特別利益	※5 16,741
特別損失	10
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	71,769
法人税、住民税及び事業税	24,814
法人税等調整額	51
法人税等合計	24,866
中間純利益又は中間純損失(△)	46,903

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,157,715
当期末残高	1,157,715
資本剰余金合計	
当期首残高	1,157,715
当期末残高	1,157,715
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△129,227
当期変動額合計	△97,248
当期末残高	△97,248
利益剰余金合計	
当期首残高	—
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△129,227
当期変動額合計	△97,248
当期末残高	△97,248
株主資本合計	
当期首残高	2,157,715
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失(△)	△129,227
当期変動額合計	△97,248
当期末残高	2,060,466

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,425
当期変動額合計	△2,425
当期末残高	△2,425
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,808
当期変動額合計	17,808
当期末残高	17,808
評価・換算差額等合計	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,382
当期変動額合計	15,382
当期末残高	15,382
純資産合計	
当期首残高	2,157,715
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失（△）	△129,227
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,382
当期変動額合計	△81,865
当期末残高	2,075,849

## 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	
新株の発行	103,232
当中間期変動額合計	103,232
当中間期末残高	1,103,232
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,157,715
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金への振替	△97,248
当中間期変動額合計	△97,248
当中間期末残高	1,060,466
その他資本剰余金	
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金への振替	97,248
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	△97,248
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	—
資本剰余金合計	
前期末残高	1,157,715
当中間期変動額	
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	△97,248
当中間期変動額合計	△97,248
当中間期末残高	1,060,466
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△97,248
当中間期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	97,248
中間純利益又は中間純損失(△)	46,903
当中間期変動額合計	144,151
当中間期末残高	46,903
利益剰余金合計	
前期末残高	△97,248

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
当中間期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替	97,248
中間純利益又は中間純損失(△)	46,903
当中間期変動額合計	144,151
当中間期末残高	46,903
株主資本合計	
前期末残高	2,060,466
当中間期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	—
新株の発行	103,232
中間純利益又は中間純損失(△)	46,903
当中間期変動額合計	150,135
当中間期末残高	2,210,601
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△2,425
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,533
当中間期変動額合計	5,533
当中間期末残高	3,107
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	17,808
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5,448
当中間期変動額合計	△5,448
当中間期末残高	12,360
評価・換算差額等合計	
前期末残高	15,382
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	85
当中間期変動額合計	85
当中間期末残高	15,468

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月 30 日)
純資産合計	
前期末残高	2,075,849
当中間期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	—
新株の発行	103,232
中間純利益又は中間純損失(△)	46,903
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	85
当中間期変動額合計	150,220
当中間期末残高	2,226,069

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 3年～50年 その他 : 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,303百万円であります。</p>

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理 数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理
	(6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>8. ヘッジ会計の方法</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金</p> <p>b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>
<p>9. 消費税等の会計処理</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度  
(平成21年3月31日)

- ※1. 関係会社の株式及び出資総額 76,753百万円
- ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは375,966百万円であります。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,967百万円、延滞債権額は113,773百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56,795百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は189,559百万円あります。
- なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金228,799百万円及び有価証券633,024百万円を差し入れております。
- 投資先の借入金の担保として、有価証券2,025百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は15百万円あります。

当事業年度  
(平成21年3月31日)

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,314,596百万円の一般担保に供しております。

※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、267,826百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,128百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額 430百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。

(損益計算書関係)

当事業年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

- ※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配  
2,916百万円を含んでおります。
- ※2. その他の経常費用には、投資事業組合の損失分配  
16,496百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書関係)

当行は、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日、日本政策投資銀行（以下「旧政投銀」という。）が、同法附則第15条の規定により国が承継する資産を除く財産の全部を出資することにより設立されました。旧政投銀から当行へ承継された資産及び負債（同法附則第16条の規定により評価委員が評価した価額）の概要は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産	12,414,193	負債	10,256,477
		純資産	2,157,715
資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193

(リース取引関係)

当事業年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産	508百万円
無形固定資産	254百万円
合計	762百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産	93百万円
無形固定資産	37百万円
合計	130百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産	－百万円
無形固定資産	－百万円
合計	－百万円

期末残高相当額

有形固定資産	414百万円
無形固定資産	216百万円
合計	631百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内	236百万円
1年超	402百万円
合計	639百万円

・リース資産減損勘定の期末残高

－百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	145百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円
減価償却費相当額	140百万円
支払利息相当額	6百万円
減損損失	－百万円

当事業年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	157百万円
1年超	108百万円
合計	265百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 当事業年度(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	128,029 百万円
退職給付引当金	13,030
有価証券償却損金算入限度超過額	9,640
投資損失引当金	3,668
その他有価証券評価差額金	1,664
その他	5,145
繰延税金資産小計	161,178
評価性引当額	△121,044
繰延税金資産合計	40,133
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△12,217
繰延税金負債合計	△12,217
繰延税金資産(負債)の純額	27,915 百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	40.69 %
評価性引当額の増減	△52.35
その他	△0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.69 %

(1株当たり情報)

		当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	51,896.23
1株当たり当期純損失金額	円	3,230.68

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
当期純損失	百万円	129,227
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純損失	百万円	129,227
普通株式の期中平均株式数	千株	40,000

(重要な後発事象)

該当ありません。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）                      有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年                      その他：4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）                      無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産                      所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は53,854百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	<p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理</p>
	<p>(6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
7. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)を適用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。
	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金・社債及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券
	(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎又は一定のグループ毎に行っております。
	(4) ヘッジの有効性評価の方法 リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末  
(平成21年9月30日)

- ※1. 関係会社の株式及び出資総額 91,394百万円
- ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは177,905百万円であります。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,924百万円、延滞債権額は400,706百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,337百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は456,991百万円あります。
- なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金463,867百万円及び有価証券724,556百万円を差し入れております。
- 投資先の借入金の担保として、有価証券2,025百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は13百万円あります。

当中間会計期間末  
(平成21年9月30日)

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,264,596百万円の一般担保に供しております。

※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、287,901百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,301百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額 838百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

- ※1. その他業務収益には、金融派生商品収益21,732百万円を含んでおります。
- ※2. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配2,483百万円を含んでおります。
- ※3. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
- |        |        |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 431百万円 |
| 無形固定資産 | 481百万円 |
- ※4. その他経常費用には、投資事業組合の損失分配7,023百万円を含んでおります。
- ※5. 特別利益には、貸倒引当金戻入益13,808百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)  
該当ありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産	483百万円
無形固定資産	252百万円
合計	736百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産	156百万円
無形固定資産	73百万円
合計	229百万円

減損損失累計額相当額

有形固定資産	－百万円
無形固定資産	－百万円
合計	－百万円

中間会計期間末残高相当額

有形固定資産	327百万円
無形固定資産	179百万円
合計	506百万円

- ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	215百万円
1年超	299百万円
合計	515百万円

- ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高

－百万円

- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	129百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円
減価償却費相当額	124百万円
支払利息相当額	5百万円
減損損失	－百万円

当中間会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年9月30日)

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	158百万円
1年超	81百万円
合計	240百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式の時価のあるもの

I 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)  
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

④【附属明細表】

当事業年度（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万 円)
有形固定資産							
建物	14,833	80	68 (25)	14,844	358	359	14,485
土地	147,414	—	18 (5)	147,396	—	—	147,396
リース資産	170	15	—	186	27	27	158
建設仮勘定	—	27	—	27	—	—	27
その他の有形固定資産	279	74	9	343	43	43	300
有形固定資産計	162,698	197	97 (30)	162,797	430	431	162,367
無形固定資産							
ソフトウェア	—	4,414	—	4,414	143	143	4,271
リース資産	123	20	—	143	14	14	128
その他の無形固定資産	4,092	477	4,396	174	0	0	173
無形固定資産計	4,215	4,912	4,396	4,732	158	158	4,573

- (注) 1. 当期首残高は平成20年10月1日に日本政策投資銀行から承継した有形固定資産及び無形固定資産の額を表示しております。
2. 当期減少額欄における( )内は減損損失の計上額(内書き)であります。
3. 有形固定資産の「その他の有形固定資産」の当期減少額には、一括償却資産の当期償却額6百万円が含まれております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	111,563	215,438	—	111,563	215,438
個別貸倒引当金	95,928	18,728	5,371	50,911	58,374
うち非居住者向け債権分	—	3,061	—	—	3,061
投資損失引当金	5,751	4,277	1,014	—	9,015
賞与引当金	2,006	2,217	2,006	—	2,217
役員賞与引当金	—	20	—	—	20
役員退職慰労引当金	—	11	—	—	11
計	215,250	240,694	8,391	162,474	285,078

- (注) 1. 当期首残高は、平成20年10月1日に日本政策投資銀行から承継した金額を表示しております。なお、重要な会計方針「6. 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金」に記載のとおり、破綻先及び実質破綻先の取立不能見込額については直接減額することとしておりますが、承継時の同取立不能見込額50,911百万円は個別貸倒引当金に含まれているため、個別貸倒引当金の当期首残高に含めて表示しております。

また、これにかかわる直接減額に伴う取崩額は当期減少額(その他)欄に含めて記載しております。

2. 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は次の理由によるものです。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

○未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	0	20,091	—	0	20,091
未払法人税等	0	16,308	—	0	16,308
未払事業税	—	3,782	—	—	3,782

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成21年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金 日本銀行への預け金5,092百万円、他の銀行への預け金53,291百万円であります。  
 その他の証券 外国証券144,035百万円、投資事業組合等への出資金100,749百万円その他であります。  
 前払費用 賃貸借契約に基づく前払費用であります。  
 未収収益 貸出金利息39,222百万円、有価証券利息1,174百万円その他であります。  
 その他の資産 敷金411百万円その他であります。

② 負債の部

未払費用 借入金利息23,409百万円、債券利息9,510百万円その他であります。  
 前受収益 保証料426百万円、債券に係る為替予約差額225百万円その他であります。  
 その他の負債 未払金400百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで (最初の事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	未定(注)
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	未定(注)
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	未定(注)
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	未定(注)
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	未定(注)

(注) 「未定」の欄につきましては、平成24年4月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途とする政府保有株式の処分時まで決定する予定であります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第1期）（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月29日関東財務局長に提出。

#### (2) 有価証券報告書の訂正報告書

(イ) 上記(1)に関し、平成21年9月10日関東財務局長に提出。

(ロ) 上記(1)に関し、平成21年11月13日関東財務局長に提出。

#### (3) 半期報告書及びその添付書類

事業年度（第2期中）（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）平成21年12月24日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

(イ) 平成21年8月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ロ) 平成22年1月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書であります。

(ハ) 平成22年2月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 有価証券届出書（社債）及びその添付書類

(イ) 平成21年4月3日関東財務局長に提出。

(ロ) 平成21年10月2日関東財務局長に提出。

#### (6) 有価証券届出書の訂正届出書

(イ) 上記(5)(イ)に関し、平成21年4月10日関東財務局長に提出。

(ロ) 上記(5)(イ)に関し、平成21年4月15日関東財務局長に提出。

(ハ) 上記(5)(イ)に関し、平成21年4月17日関東財務局長に提出。

(ニ) 上記(5)(イ)に関し、平成21年4月21日関東財務局長に提出。

(ホ) 上記(5)(ロ)に関し、平成21年10月8日関東財務局長に提出。

(ヘ) 上記(5)(ロ)に関し、平成21年10月16日関東財務局長に提出。

(ト) 上記(5)(ロ)に関し、平成21年10月20日関東財務局長に提出。

### **第三部【提出会社の保証会社等の情報】**

#### **第1【保証会社情報】**

該当ありません。

#### **第2【保証会社以外の会社の情報】**

該当ありません。

#### **第3【指数等の情報】**

該当ありません。

### **第四部【特別情報】**

#### **第1【最近の財務諸表】**

該当ありません。

#### **第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当ありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社日本政策投資銀行  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

株式会社 日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 行雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 知充	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 波也人	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社日本政策投資銀行  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

株式会社 日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 行雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 知充	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 波也人	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。